

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(三)

加 藤 哲 夫

*本稿は、アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(二)(比較法学第十一卷一号)および同(二)(比較法学第十一卷二号)の統稿である。

一、はしがき

二、連邦破産法改正草案第七章の骨子と起草の理由

1、改正草案第七章の骨子

2、改正草案第七章起草の基本的理由

三、連邦破産法改正草案第七章の規定

1、第七章 更生

第一節 事件の運用(以上第一一巻一号)

第二節 債務者財産に関する規定

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(三)

第三節 更生計画に関する規定(以上第一一巻

二号)

2、その他の関連規定

四、あとがき(以上本号)

三、連邦破産法改正草案第七章の規定

2、その他の関連規定

1では、改正草案第七章―更生の章―の規定を仮訳してきた。ところで、連邦破産法改正草案の構成として、第一章から第四章までが、改正草案が定める倒産処理手続の総則部分にあたり、第五章破産手続、第六章定期収入者の債務整理計画、第七

章更生、第八章公共団体の債務整理、そして第九章鉄道更生とそれぞれの手続に関する各則規定を配している。そこで、ここでは、第七章更生の章に関する総則規定(第一章~第四章)―その中でもとりわけ重要な実体規定および手続規定を仮訳することとし、これによって、第七章手続の特長をより深く掘り下げ、第七章の手続の理解を補足することしよう。なお、総則規定の具体的・個別的な分析は、稿を改めておこなうこととし、また第七章に直接関係のない規定については省略することとする(これを示すために、省略部分には*印を用いた)。

第一章 一般規定 (GENERAL PROVISIONS)

第一一〇一条 名称 (Short Title)

本法は一九七三年連邦破産法という。

第一一〇二条 諸定義 (Definitions)

本法で用いられる用語および語句は、その脈絡に矛盾しない限りにおいてつぎの意味を有する。

(1) 「会計士 ("Accountant")」とは、州により会計実務を業とする資格を付与された certified public accountant または public accountant を意味し、そのような資格を付与せ

れているかぎりにおいて、accounting partnership または会計法人を含む。

(2) 「本法 ("Act")」とは、一九七三年連邦破産法(筆者注・本改正草案をいう)を意味する。

(3) 「破産審査官 ("Administrator")」とは、アメリカ合衆国破産審査庁の長たる行政職員およびその授權をうけた機関を意味する。

(4) 「債務者の affiliate」とは、(A)その発行する議決権付証券の二〇パーセント以上を債務者により直接にもしくは間接に所有され、支配されたまたは議決権とともに保有される会社、(B)債務者の発行する議決権付証券の二〇パーセント以上を直接にもしくは間接に所有し、支配したまたは議決権とともに保有する者、(C)債務者の発行する議決権付証券の二〇パーセント以上を直接にもしくは間接に所有し、支配し、または議決権とともに保有する者により、その発行する議決権付証券の二〇パーセントが直接にもしくは間接に所有され、支配されたまたは議決権とともに保有されている会社、(D)債務者との賃貸借契約または operating agreement にしたがって運用されている財産のすべてを所有する者、または(E)賃貸借契約または operating agreement にしたがって債務者財産の実質的にすべてを運用する者を意味する。

(5) 「申請 (“Application”）」とは、破産審査官または裁判所に対する、答弁または請求権の証拠の申立てでない、申立 (request) を意味する。

(6) 「弁護士 (“Attorney”）」とは、州により法をつかさどる免許を付与された者を意味する。

(8) 「請求権 (“Claim”）」とは、金銭の弁済の履行をもとめる法上執行すべき要求 (demand) を意味する。

(13) 「会社 (“corporation”）」とは、一人の自然人またはパートナーシップにより所有されていない私会社の権能および特権を有する実体を意味し、引き受けのあった資本をもって団体の債務の責任を負わしめる法律にしたがい設立されたパートナーシップ・アソシエーション、ジョイントストック・カンパニー、法人格なき会社または法人格なきアソシエーション、およびビジネス・トラストを含む。

(14) 「裁判所 (“Court”）」とは、破産裁判所または破産裁判所裁判官を意味する。ただし、第九章では、アメリカ合衆国地方裁判所または同裁判所裁判官を意味する。

(15) 「債権者 (“Creditor”）」とは、債務者財産に対する請求権を有する者、および第四一六〇二条によりまたは第六章、

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

第七章、第八章もしくは第九章の計画の条項により未履行契約の解除または期間満了前の貸借借契約の解除により損害をうける者を意味し、以上の者から授權をうけた代理人を含む。

(16) 「申立期日 (“Date of the petition”）」「本法の下の事件の開始 (“commencement of a case under this Act”）」「破産期日 (“date of bankruptcy”）」または「破産 (“bankruptcy”）」とは、時期に関連して用いられる場合、申立がなされた時期を意味する。

(17) 「債務 (“debt”）」とは、債務者が負担する法律上執行できる金銭による弁済義務を意味する。

(18) 「債務証券 (“debt security”）」とは、(A)売却・譲渡された商品もしくは提供された役務についての債務または負債証書以外の、担保権付社債、無担保社債、ノート、または担保されていると否とを問わず負債証書、(B)の範囲の証券の利札、または参加証書、(C)(A)もしくは(B)に該当する証券の a temporary or interim certificates を意味する。

(19) 「債務者 (“debtor”）」とは、本法にしたがい自己申立をなした自然人もしくは法人、または本法にしたがい強制申立を受けた自然人もしくは法人を意味する。

(22) (A)債務者の債権者または株主、(B)債務者の社外証券のア

ンダーライターもしくは債務者の社外証券のアンダーライターであった者、または、手続申立前五年以内に債務者のアンダーライターであった者、(C)債務者もしくはかかるアンダーライターの取締役、役員または従業員、または、手続申立前二年内に債務者もしくはかかるアンダーライターの取締役、役員または従業員であった者、または、(D)債務者もしくはかかるアンダーライターとの直接または間接の関係、連絡または利害を理由として、またはその他の理由により債権者の組または株主の組の利益に実質的に相反する利益を有すると思われる者は、「利害関係なき (disinterested)」者とされな

(24) 「エクイティ証券 (“equity security”）」とは、(それが譲渡可能であるか否かを問わず、また、それが「株式 (“stock”）」といわれるか否かを問わず) 会社における持分 (share) またはそれに類する証券、対価をとめないもしくは対価をとまない、そのような証券となりうる転換証券 (convertible security)、かかる証券の引受権もしくは買受権、またはリミテッドパートナーシップにおけるリミテッドパートナーの持分 (interest) を意味する。

(27) 「歯型証券受託者 (“indenture trustee”）」とは、議決権信託証券以外のものであって、債務者に対する請求権または債務者財産上のリーンにより担保された請求権を体化する発行済証券が依拠するモーゲージもしくは信託証券または歯型証券の受託者を意味する。

(28) 「定期収入を有する自然人 (“individual with regular income”）」とは、その主たる定期収入が、賃金、給与、手数料、退職年金、福祉年金、または第六章の計画による債権者への一定額の定期弁済が実行可能となるに足る定期的かつ安定したその他類似の収入を有する自然人を意味する。

(29) 「支払不能 (“insolvent”）」とは、本法により差押が禁止される財産および債権者を妨げ、遅延せしめあるいは欺罔する意図で、移転、隠匿、除去したかもしれない財産または隠匿、除去を許したかもしれない財産を除く財産の総体が、公正な評価によりその債務を弁済するに足らざる場合である。(A) パートナーシップに帰属する財産の価額、(B) 個々のゼネラルパートナーの財産の価額のうちパートナーの債務を弁済するに必要とされる額を超える部分、および(C) 個々のリミテッドパートナーのパートナーシップへの未払の subscription につき実現されうる価額の総額が、公正な評価によりパートナーシップの債務を弁済するに足らざる場合、パートナーシ

ップは支払不能である。

*

- (35) 「申立 (“petition”)」とは、破産審査人に提出される本法の下での事件を開始する書面をいう。
- (36) 「大衆保有証券 (“publicly held securities”)」とは、三〇〇人以上の者によって、登録されてその所有権を保有されているある種類の証券をいう。

*

- (30) 「裁判上のリーン債権者 (“judicial lien creditor”)」とは、差押 (levy)、sequestration またはその他のコモロ一上もしくは衡平法上の手続により財産上にリーンを取得した債権者をいう。

- (31) 「リーン (“lien”)」とは、財産中における担保権、差押、sequestration、またはその他のコモロ一上もしくは衡平法上の手続により財産上に取得されたリーン、財産上の制定法リーンもしくはコモロ一上リーン、または債務の履行を担保するための財産上のその他の種類の負債をいう。

*

- (41) 「担保債権者 (“secured creditor”)」とは、債務につき債務者の財産上にリーンを有する債権者、または、保証人・裏書人または本法により債務者のために二次的に責任を

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

負うその他の者が債務者の財産上にリーンを有する債権者をいう。

- (42) 「証券 (“securities”)」とは、債務証券および持分証券 (both debt and equity securities) をいう。

- (43) 「担保権 (“security interest”)」とは、債務の履行を担保するために、契約により設定される財産中の権利をいう。

*

- (46) 「移転 (“transfer”)」とは、売却、および、財産もしくは財産中の持分を処分しまたはそれらを分離し、または無条件であるいは条件付で、任意にあるいは強制的に、裁判上の手続によりあるいは裁判上の手続によらないで財産または持分上にリーンを設定する、直接的なあるいは間接的なすべての他の異った方法をいう。

第二章 破産裁判所 (THE BANKRUPTCY COURTS)

第一節 組織および構成 (Organization and Structure)

第二一〇一条 裁判所の設置および構成 (Creation and Composition)

ここにおいてアメリカ合衆国破産裁判所という記録裁判所

(courts of record)を設置する。それぞれの破産裁判所は、第二一〇五条にしたがいその地位に任ぜられた破産裁判所裁判官をもって構成する。

第二一〇二条 破産裁判所裁判官・任命・任期・報酬・支出および解任 (Bankruptcy Judges: Appointment, Terms, Compensation, Expenses, and Removal)

(a) 任命 (appointment)

アメリカ合衆国大統領は、連邦下院の忠告および同意にしたがいかつこれらを得て破産裁判所裁判官を任命しなければならぬ。

(b) 任期 (Terms)

(c)項に定めるところを除き、それぞれの破産裁判所裁判官の任期は一年とする。任期満了にともない、破産裁判所裁判官は、その後任者が就任する時まで、その職務上の義務を継続して履行しなければならぬ。

(c) 任期の変更 (Staggering of Terms)

本法の施行期日以後の最初の年度において任命される破産裁判所裁判官は、可能な限り平等に三つの組に区分されなければならない。第一の組における破産裁判所裁判官の最初の任期は五年で満了し、第二の組においては十年で満了し、第三の組に

おいては十五年で満了する。

(d) 報酬・支出 (Compensation; Expenses)

それぞれの破産裁判所裁判官は、年俸四〇〇〇ドルの俸給をうけ、Public Law (一九六七年十二月十六日) にしたがいの調整に服する。破産裁判所裁判官は、アメリカ合衆国法典第五編第五七〇一条乃至第五七四二条に定めるところにしたがい旅行を許されかつ当然に公務を休職する間生計費用の給付を同じく許される。

(e) 解任 (Removal)

破産裁判所裁判官は、不適格 (incapacity)、不当な行為または義務懈怠を理由としてのみ、その任期中においても解任される。the Director of Administrative office of the United States Courts に周知されたる破産裁判所裁判官の解任の理由は、the Director of the Administrative Office of the United States Courts がアメリカ合衆国司法長官に対し報告しなければならず、アメリカ合衆国司法長官は報告書記載の事実を調査するための合衆国裁判官を任命しなければならない。その裁判官が問責の提議について十分な理由を認定するとき、破産裁判所裁判官の解任を正当化すべく申立てられた事由を詳述した書面をもって、アメリカ合衆国司法長官に報告しなければならぬ。報告書の謄本は破産裁判所裁判官に提出され

なければならず、かつ、破産裁判所裁判官は問責事項について審問をうける機会を与えなければならない。アメリカ合衆国司法長官は、三人のアメリカ合衆国裁判官から構成される審問を主宰し争点を決定する委員会を設置しなければならない。この委員会には、かかる報告書を作成した裁判官を含まない。委員会が証拠にもとづいて破産裁判所裁判官が解任されるべきであると認定をするときは、委員会は、その任期の終了を命じなければならない。委員会の決定は、破産裁判所裁判官がその任地としていた巡回区の控訴裁判所により、アメリカ合衆国地方裁判所の判決におけると同様の方法により、再審理せらる。控訴裁判所の判決は、控訴裁判所その他の判決におけると同様の方法により最高裁判所によりさらに審理されなければならない。

第二一〇三条 破産裁判所裁判官の退任 (Retirement of Bankruptcy Judges)

(a) 必要的退任 (mandatory Retirement) 破産裁判所裁判官は、満七〇歳となるとき、または、永続的にその義務を履行できなくなったときは、退任しなければならない。

(b) 選択的退任 (Optional Retirement) 満六五歳になる破産裁判所裁判官は、破産裁判所裁判官とし

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

て十五年以上その職を継続した後においてはいつでも退任することができる。

(c) (i) *

第二一〇五条 破産裁判所の数および所在地・破産裁判所裁判官の員数および割当区域 (Number and Locations of Bankruptcy Courts; Number and Assignments of Bankruptcy Judges)

(a) The Director of the Administrative Office of the United States Courts shall conduct surveys by the Director)

The Director of the Administrative Office of the United States Courts は、本法制定後一年内に本法の下における事件および本法にしたがい提起せらるる争訟においてその機能を果たすために必要とされる、破産裁判所、事務所および裁判官の員数ならびにその所在地を決定するために、調査をおこなわなければならない。かかる調査をおこなった後において the Director of the Administrative Office of the United States Courts は、司法会同が、破産裁判所、事務所および裁判官の員数ならびにその所在地の変更の必要を決定することを可能とするために、司法会同が命ずるところにしたがい、時宜に依じて

かかる調査をせらるゝことなうことができる。

(b) 破産裁判所裁判官の員数および管轄区域 (Number and Territories of Bankruptcy Judges)

the Director of the Administrative Office of the United States Courts の勧告を受けた後において、アメリカ合衆国司法会同は、本法の施行期日前に、破産裁判所の数および所在地ならびに破産裁判所裁判官の員数を決定し、破産裁判所裁判官がその職務を執行すべき管轄区域を定めなければならない。司法会同は、the Director of the Administrative Office of the United States Courts の勧告に照して時宜に応じ、破産裁判所の数、裁判官の員数、裁判所の所在地、ならびに裁判所および裁判官がその職務を執行すべき管轄区域を、本法の下における破産裁判所の機能の効果的かつ迅速な実現を保障するために、変更することができる。本項は、司法会同に対し、破産裁判所裁判官の任期が終了する以前に破産裁判所裁判官の任期を終了せしめる権限を与えるものではない。

(c) 破産裁判所の管轄境界および管轄区域 (Territorial Boundaries and Territorial Jurisdiction of Bankruptcy

Court)

破産裁判所の管轄区域は、アメリカ合衆国の裁判区または巡回区とその範囲を同じくすることを要しない。破産裁判所の管

轄権は、提起された事件または争訟において、当該裁判所による職務執行の対象とされるべき区域に限定されない。

第二一〇六条 破産裁判所の構成員・書記・執行官・レポーターおよびその他の構成員 (Staff of the Bankruptcy Courts; Clerks, Marshals, Reporters, and Other Personnel)

*

第二一〇七条 破産裁判所およびその構成員の俸給の支給 (Appropriations for Bankruptcy Courts and Staff)

*

第二一〇八条 破産裁判所裁判官の回避 (Disqualification of Bankruptcy Judge)

破産裁判所裁判官は、つぎの場合を制限なく含む、その職務遂行上の不平等が問題とされうるのが相当と認められる手続においては、その職務の遂行を回避しなければならない。

(1) 当事者につき個人的な先入観もしくは偏見を有し、または、当該手続に関する争いある証明事実を個人的に知悉する場合

(2) 争訟にある当該事項における弁護士として関与したこと

がある場合、かつて共に法律業務を執った弁護士が、その間に当該事項に関係する弁護士として関与した場合、または破産裁判所裁判官またはかかる弁護士が当該事項に関する重要な証人でありあるいはあった場合

(3) 個人としてまたは受任者もしくは直属の親族のひとりとして、争訟にある訴訟物につきまたは手続の当事者につき名目的な財政上の利害以外の利害、または、その手続の結果により実質的な影響を及ぼすその他の利害を、有することを知られている場合

(4) 本人または親類が、(A)手続の当事者、または取締役、管財人、支配株主もしくは当事者を支配する地位にあるその他の者、または、(B)当該手続において弁護士として行為する者である場合

第二一〇九条 破産裁判所裁判官および元破産裁判所裁判官ならびに元破産審理人に対する制約 (Restrictions on Bankruptcy Judges and Former Bankruptcy Judges and Retirees in Bankruptcy)

(a) 財団との取引および裁判外における諸関係の禁止
(Prohibition of Transactions and Extrajudicial Relations with Estates)

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

破産裁判所裁判官は、直接にまたは間接に、本法の下において運用されている財団に関係する取引に関与してはならず、本法所定の破産裁判所の機能を実現すること以外の目的で、いかなる資格においても財団に関係する活動をしてはならない。

(b) 退任または退職した破産裁判所裁判官および破産審理人に対する制限 (Restrictions on Bankruptcy Judges and Retirees in Bankruptcy After Resignation or Retirement)

任期満了後または退任後においては、破産裁判所裁判官または破産審理人は、任期満了前または退任前に、裁判官または破産審理人の公的資格において行為した事件または破産裁判所に係属していた事件として代行していた当該裁判所に係属していた事件に関し、法律上のまたはその他の職務上の役務を提供してはならず、また、かかる任務の提供を監督・指示してはならない。任期満了後または退任後においては、破産裁判所裁判官または破産審理人は、退任前にその公的資格において行為した事件に関し、法律上のもしくはその他の職務上の役務を提供しまたは役務の提供を監督・指示する弁護士と、関係してはならない。

第二節 管轄権および手続 (Jurisdiction and Procedure)

一三九

第二二〇一条 破産裁判所の管轄権 (Jurisdiction of the Bankruptcy Courts)

(a) 事件から生ずる争訟 (Controversies Arising out of a Case)

破産裁判所裁判官の管轄権は、制限なくつぎの事項を含む、本法の下において開始される事件から生ずるすべての争訟を決定することに及ぶ。

- (1) 債務者以外の者による申立に関する争訟における争点
- (2) 担保の付されているまたは担保の付されていない請求権の執行可能性を含む、差押禁止財産として債務者のために分離される財産に関する争訟
- (3) 免責されうる消費債務を担保するリーンから、本法にしたがい、債務者が財産を解放することを目的とする合意につき生ずる争訟
- (4) 債務者の免責に対する異議申立、免責取消の申立、免責の効力につき決定をもとめる申立、および、非免責債務につき判決をもとめる申立
- (5) 占有者の如何を問わず、債務者財団の財産に関する争訟
- (6) 担保の付されているまたは担保の付されていない財団に対する請求権についての異議
- (7) 本法の規定による、弁済および財産の移転を無効とする

ための訴訟

(8) 本法の規定による、債務者または債権者の権利実行のための訴訟

(9) 管財人もしくは本法に定めるその他の者が原告または被告であるその他すべての訴訟

(b) 管轄権の追加 (Additional Jurisdiction)

破産裁判所の管轄権は、つぎの事項に関する争点の決定および処分に及ぶ。

- (1) 外国にある債務者財団の管理運用に関し、第四一〇三条(b)項(3)または(4)にしたがい救済をもとめる、外国人たる管財人、破産審査官、または弁護士による、申立
- (2) 第七章の下における事件において、第七章の規定するところにしたがい、レシーヴァー、利害関係なき管財人、または、管財人が任命されるときにおいて管財人にかわって義務を履行するために選任される利害関係なき者の任命の、承認、および追加的債権者委員会または追加的株主委員会の設置についての承認をもとめる申請、ならびに、任命された者の罷免または設置された委員会委員の変更にとまらう欠員の補充に関する申請
- (3) 第七章の下における事件において、第七章の規定するところにしたがい、既存のリーンに優先する負債証書の発行を

もとめる申請

- (4) 役務に対する報酬の過払い分の回復または債務負担の取消を含む、第七章または第八章の下における事件において債権者および株主の代理を規定する規定の執行をもとめるために提起される申請または申立
- (5) 第七章の下における事件において実質的にすべての債務者財産の売却または賃貸の許可をもとめる申立
- (6) 第七章または第八章における計画案もしくはその修正案の承認、確証、拒絶、または確認の取消をもとめる申請
- (7) 本法の定めるところにしたがい、手数料およびその他の共益費用の支払の許可をもとめる申請
- (8) 第七章事件の棄却をもとめる申請
- (9) 本法の下における債務者財団の運用の過程において生ずる破産審査官、管財人、もしくはその他の利害関係人により裁判所に提示された、法律上または事実上のその他の争点の決定をもとめる申請
- (c) 管轄権行使の回避 (Abstention)
破産裁判所が、当該訴訟物につき管轄権を有する他の裁判所において破産裁判所の管轄する訴訟、手続、もしくは事件が開始または継続されることを許可することを、本条は妨げない。
- (d) 刑事事件の除外・裁判所侮辱罪 (Criminal Cases Ex-

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

cluded; Contempts)

破産裁判所の管轄権は、アメリカ合衆国の法律に違反し刑罰が科せられている者の審理に、拡張されない。破産裁判所は、罰金もしくは拘禁、または罰金および拘禁をもって、破産裁判所の命令に服従することを強制し、裁判所の侮辱罪をもって処罰する、管轄権を有する。

第二一〇二条 破産裁判所への訴訟の移送 (Removal of Actions to Bankruptcy Courts)

*

第二一〇三条 裁判籍および手続 (Venue and Process)

- (a) 債務者以外の者による申立 (Involuntary Petition)
 - (1) 債務者のための申立 (Petition against Debtor)
債務者のための申立は、債務者が主たる事業地、主たる資産、住所、または居所を、手続開始申立前六ヶ月間またはその六ヶ月のうち他の裁判地におけるより長い期間有していた裁判地を管轄する破産裁判所に対し、破産審査官により、付託されなければならない。
 - (2) パートナーおよびパートナーシップのための申立ならびに数人のパートナーのための申立 (Petitions Against Part-

ner and Partnership. or Against Copartners)

本項(一)の規定によらば、(A)パートナーシップのための手続開始申立が破産裁判所にすでに係属しているときは、そのゼネラルパートナーのための手続開始申立は、その破産裁判所に付託されなければならず、(B)ゼネラルパートナーのための手続開始申立が破産裁判所にすでに係属するときは、パートナーシップもしくは他のゼネラルパートナーのための手続開始申立、またはパートナーシップおよびゼネラルパートナー双方のための手続開始申立は、その破産裁判所に付託されなければならない。

(c) 債務者および Affiliate のための申立(Petitions Against Debtor and Affiliate)

本項(一)によらば、債務者のための申立が破産裁判所にすでに係属するときは、債務者の affiliate のための手続開始申立は、その破産裁判所に付託されなければならない。

(4) 同一債務者または関係ある数人の債務者のための申立が異なる裁判所に係属する場合における手続 (Procedure When Petitions Against Same Debtor or Related Debtors are Pending in Different Courts)

(A) 同一債務者、(B) 夫および妻、(C) パートナーシップおよびそのひとりまたは数人のゼネラルパートナー、(D) 二人以上のゼネ

ラルパートナー、または(B)債務者および affiliate のための手続開始申立が異なる裁判所に付託されるときは、提起された最初の手続開始申立の係属する裁判所は、破産手続規則所定の通知にもとづく審問をおこなった後に、裁判の利益および当事者の便宜において事件に関する手続を進めるべき裁判所を決定しなければならない。最初の手続開始申立以外の手続開始申立にもとづく手続は、かかる決定があるときまで停止されなければならない。決定があつた後においては、手続開始申立が付託されたすべての裁判所は、その決定にしたがい手続をすすめるなければならない。

(b) すでに係属する事件に起因する訴訟および手続 (Actions and Proceedings Arising out of Pending Cases)

(1) 一般原則 (General Rule)

本項(2)(3)および(4)に定めるところを除き、本法の下において係属する事件に起因しかつ破産裁判所が管轄権を付与されている争訟もしくは事項に関する申立または申請は、当該事件を扱う破産審査官の事務所が設置されている区域を管轄する破産裁判所においてのみ、することができらる。

(2) 第三者が保有している金銭または財産についての管財人または債務者が提起する制定法上の訴訟 (Statutory Actions by Trustee or Debtor for Money or Property Adversely

Held)

管財人または債務者が第四一六〇三条、第四一六〇四条、第四一六〇五条、第四一六〇六条、第四一六〇七条、第四一六〇八条、または第四一六〇九条により金銭判決にもとづく回復をもとめるときは、その訴訟は、被告が居住する区域を管轄する破産裁判所においてのみ、提起することができる。管財人または債務者が同条にしたがい第三者の占有にある財産の回復をもとめるときは、その訴訟は、被告が居住する区域または財産のすべてもしくはその一部が所在する区域を管轄する破産裁判所においてのみ、提起することができる。

(3) 債務者または債権者の制定法上の承継人としての管財人または債務者が提起する訴訟 (Actions by Trustee Debtor as Statutory Successor to Debtor or Creditors)

管財人または債務者が本法第四一六〇一条または第四一六〇四条にしたがい訴訟原因にもとづいて訴訟を提起するときは、あたかも本法の下における事件が提起されておらずかつ債務者または債権者がその訴訟を提起したとすれば、当該訴訟物、裁判籍、および手続についての管轄を規定する、本法以外の適用ある法律にしたがいかかる訴訟が提起されたであろう州裁判所または連邦裁判所が存する区域を管轄する破産裁判所においてのみ、かかる訴訟は提起することができる。

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

(4) 事業を営為する権限を付与された管財人、レシーヴァーもしくは債務者が提起しまたはそれらの者に対して提起される訴訟 (Actions by or Against Trustee, Receiver, or Debtor Operating Business)

本法の下において債務者の事業を営為する権限を付与された管財人、レシーヴァーまたは債務者は、事業の営為におけるそれらの者の行為または取引に関する訴訟につき、その訴訟物、裁判籍、および手続についての管轄を規定する本法以外の適用ある法律にしたがいかかる訴訟が提起されたであろう州裁判所または連邦裁判所が存する区域を管轄する破産裁判所において、原告となりまたは被告となることができる。以上の規定によるも、管財人、レシーヴァー、または債務者は、事業の営為におけるそれらの者の行為または取引に関する訴訟につき、当該事件を取扱う破産審査官の事務所がある区域を管轄する破産裁判所において、被告となることができる。

(c) 他の裁判区における管財人または破産審査官による補助的救済を求め、訴訟 (Actions for Ancillary Relief by Foreign Trustee or Administrator)

第四一〇三条(b)項にしたがい救済をもとめる申立は、以下にしたがい提起することができる。

(1) 申立が州裁判所または連邦裁判所における訴訟もしくは

手続の開始または継続の差止をもとめるときは、その申立は、かかる州裁判所またはその他の連邦裁判所が存する区域を管轄する破産裁判所においてのみ、提起することができる。

(2) 申立が債務者財団の財産に対するリーンの実行のための行為または債務者財団の財産の引渡を要求するための行為の差止をもとめるときは、その申立は、財産所在地を管轄する破産裁判所においてのみ、提起することができる。

(d) 手続 (Process)

申立が(a)項に定められるところにしたがいまたは(a)項が許すところにしたがい破産裁判所に付託されるとき、または、申立が(b)項または(c)項に定められるところにしたがいまたは(b)項または(c)項が許すところにしたがい破産裁判所において提起されるときは、答弁書および召喚令状は、破産手続規則が定める方法にしたがい被告が所在するところにおいて被告に送達される。

(e) 事件、訴訟、または手続の移送 (Transfer of Case, Action, or Proceeding)

破産手続が定める通知にもとづく審問の後において、事件、訴訟、または手続が係属する破産裁判所は、裁判の利益および当事者の便宜においてそれらを他の破産裁判所に移送することができる。

第二一〇四条 破産裁判所における実務および手続 (Practice and Procedure in the Bankruptcy Courts)

(a) 破産手続規則 (Rules of Bankruptcy Procedure)

破産裁判所における実務および手続を規律する破産手続規則は、アメリカ合衆国法典第二八―第二〇七五条に定めるところにしたがい連邦最高裁判所が制定することができる。

(b) アメリカ合衆国法典第二八の適用ある規定 (Applicable Provisions of Title 28, United States Code)

破産手続規則によってかわられない限りかつ本法に矛盾しない限りにおいて、アメリカ合衆国法典第二八のつぎの規定は、破産裁判所における事件および手続に適用される。第一三七一―三九条、第一四一―四四四条、第四五二―五四条、第四五七―五九条、第五四七条、第五五〇条、第五五一条、第五五三条、第五五五条、第九五一―五六条、第九六一条、第二二五二条、第一六五一条、第一六五三条、第一六五四条、第一七三二―一四一条、第一七四四条、第一七四五条、第一七八一―八四一条、第一八二二―二五条、第一九一四条、第一九一五条、第一九一七―二二一条、第一九二三条、第一九二四条、第一九二七条、第一九二九条、第一九六一―六三条、第二〇四一条、第二〇四二条、第二〇七一条、第二二二一条、第二二〇一―〇二条、第二二四一―五二条、第二二五四―五五条、第二四〇一―〇三条

第二四〇九条、第二四二二―一四条。破産裁判所に以上の規定を適用する関係においては、アメリカ合衆国裁判所またはアメリカ合衆国地方裁判所は、破産裁判所とよみかえるものとし、アメリカ合衆国裁判官またはアメリカ合衆国地方裁判所裁判官は、破産裁判所裁判官とよみかえるものとし、地方裁判区または司法裁判区は、破産裁判所または破産裁判所裁判官が管轄する区域とよみかえるものとする。

第二二〇五条 手続における地位および参加 (Standing and Intervention)

(a) 破産裁判所において申立をする地位・参加 (Standing to File Complaint in Bankruptcy Court; Intervention)
破産裁判所が第二二〇一条により管轄権を付与されている争訟または事項につき直接かつ実質的な利害を有する者は、かかる争訟または事項につき救済をもとめる申立を裁判所に行うことができ、またかかる争訟または事項にかかわる民事訴訟または手続が当該裁判所に係属しているときは、その民事訴訟または手続に参加することができる。

(b) 第七章事件における地位 (Standing in Cases Under Chapter VII)

(a) 項に定めるところによる申立権にくわえて、債務者、管財

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

人、株主、第七一〇一条にしたがい設置された債権者委員会、第七一〇一条にしたがい設置された株主委員会、第七一〇一条に適合した代理人、破産審査人、証券取引委員会、および公益事業会社たる債務者につき規制権限を有する州委員会または連邦委員会は、制限なくつぎの事項を含む第七章事件の運用にあたって生ずる事項に関し、破産裁判所に出頭し審問をうけることができる。(1)第七一〇一条(b)項による追加的委員会の設置、(2)第七一〇二条による管財人の任命または解任、(3)第七一〇二条による事件の棄却または清算事件への転換、(4)第七二〇五条による財団のすべてのまたは実質的にすべての財産の売却、(5)第七一三〇六条による更生計画案の承認、(6)第七一三〇条による更生計画の確認、(7)第七一三二三条による更生計画確認の取消。

第二二〇六条 the Director of the Administrative Office of the United States Courts. の職責 (Functions of the Director of the Administrative Office of the United States Court)

the Director of the Administrative Office は、破産裁判所の行政職であり、かつアメリカ合衆国司法会同の監督および指示にしたがい本法および破産裁判所に関するアメリカ合衆国法

典第二一〇八条第六〇四条所定の義務を遂行しなければならない。

第二一〇七条 審理・争いある債務者以外の者による申立・陪審審理をうける権利 (Trials: Contested Involuntary Petitions; Right to Jury Trial)

(a) 債務者以外の者による申立に関する争点の審理 (Trial of Issues on Involuntary Petition)

本法にしたがいなされた債務者以外の者による申立に対する答弁書により提示された争点は、裁判所が申立または職権により陪審による審理を命じない限りにおいて、陪審によることなく裁判所において審理されなければならない。

(b) 陪審審理 (Jury Trials)

(a)項に定めるところを除き、争点につき陪審審理をうける権利は、本法の施行期日前において承認されかつ執行されていると同様に保障されなければならない。陪審員は、アメリカ合衆国法典第二八編第一八六一―七四条の要件を充して召集されかつ補償をうけなければならない。かかる規定を適用する関係において、地方裁判所および裁判区の引用は、破産裁判所および第二一〇五条にしたがい所定の裁判所が管轄する区域を意味するものと読み替える。

第二一〇八条 破産裁判所の権能・差止・人身保護令状およびその他の令状・命令および判決・執行 (Powers of Bankruptcy Courts: Injunctions, Habeas Corpus, and Other Writs; Orders and Judgements; Enforcement)

本法のその他の規定により付与された管轄権および権能にくわえかつその他の連邦法または州法があるも、破産裁判所は、衡平法裁判所、コモンロー裁判所および海事裁判所の有する権能を付与され、申立のあった債務者および財団の保護ならびに本法の規定の実行のために必要とされる差止命令、人身保護令状およびその他の令状ならびに召喚状を発し、そのような命令をおこない、またそのような判決を下すことができる。かかる令状、命令、および判決はアメリカ合衆国地方裁判所がすると同様な方法において執行されなければならない。

第二一〇九条 裁判所侮辱罪 (Contempts)

(a) 裁判所侮辱罪を構成する行為 (Conduct Constituting Contempt)

破産裁判所裁判官の面前における手続において、何人も(1)合法的な命令、召喚状または令状に違反または違背してはならず、(2)審問をうけているときまたは審問の実施を妨げる程の近い場所において不品行をしてはならず、(3)命令のあった後

においては適式の書面の作成を懈怠してはならず、または(4) 召喚された後において出頭を拒絶し、または出頭の後において法にしがう審問をうけることを拒絶してはならない。

(b) 手続 (Procedure)

(a) 項における禁止される行為をなしたるときは、その者は破産手続規則にしたがい審理をうけ、アメリカ合衆国地方裁判所裁判官の面前でまたはアメリカ合衆国地方裁判所の召喚状に關し裁判所侮辱罪を犯した者と同様な方法でかつ同様な限度において処罰される。

第二二二〇条 上訴および再審理 (Appeals and Reviews)

(a) 破産裁判所からの上訴 (Appeals from Bankruptcy Courts)

(1) アメリカ合衆国地方裁判所、グアム地方裁判所、ヴァージンアイランド地方裁判所およびパナマ運河地帯地方裁判所は、破産裁判所の判決および命令に対する上訴につき管轄権を有する。

(2) 破産裁判所の判決または命令により直接に、実質的にかつ不利益に影響をうける者は、つぎの制限に服して上訴することができ。

(A) 第二二二〇一条(c)項にしたがい裁判所において訴訟が開始

されることを許す命令または第二二二〇二条にしたがい訴訟を移送もしくは再移送する命令は、当事者の上訴によつては再審理されない。

(B) 証券取引委員会は、破産裁判所の判決または命令に対して上訴することができない。

(C) 破産審査官は、更生計画確認命令または更生計画確認を拒絶する命令に対して上訴することができない。

(D) 第七章の下での更生計画案を承認する命令は、裁判所による更生計画の確認より前に当事者の上訴によるも再審理されない。更生計画の確認命令は、更生計画案の承認に対する異議を提起しなかった者、または第七一三〇条により所定の期間内に更生計画の確認に対する異議を提起しなかった者による上訴によるも再審理されない。

(3) 破産裁判所に対する上訴は、破産裁判所における審理地にもっとも近い場所にある地方裁判所に対してなされなければならない。地方裁判所は、裁判の利益および当事者の便宜を考慮して破産手続規則にしたがい他の地方裁判所へ上訴を移送することができる。

(4) 破産裁判所の中間判決もしくは終局判決または中間命令もしくは終局命令に対する上訴は、破産手続規則が定める期間内にかつ所定の方法でなされうが、地方裁判所は、再審

理の機が熟さないまたは適當でないとの理由により中間命令
についての上訴を棄却することができる。

- (b) 上訴裁判所への上訴 (Appeals to Courts of Appeals)
(1) アメリカ合衆国上訴裁判所は、破産裁判所に対する上訴
を判断するにあたって地方裁判所が下した判決および命令に
対する上訴につき管轄権を有する。

(2) 本項(3)に定めるところを除き、地方裁判所から上訴裁
判所への上訴は、アメリカ合衆国法典第二八編第八章によ
り規律され、連邦上訴手続規則は、かかる上訴に適用がある。

(3) 判決または命令が一〇〇ドルを超えない額を対象とす
るときは、それらについての上訴は、上訴裁判所の許可があ
るときにのみおこなうことができる。

(c) アメリカ合衆国最高裁判所による再審理 (Review by
the United States Supreme Court)

(b)項にしたがい上訴裁判所により下された判決および命令を
再審理する最高裁判所の管轄権は、アメリカ合衆国法典第二八
編第一二五二条および第一二五四条により規律される。

第三章 アメリカ合衆国破産審査庁 (THE UNITED STAT-

ES BANKRUPTCY ADMINISTRATION)

第一節 組織および構成 (Organization and Structure)

第三一〇一条 破産審査庁の設置 (Creation of the Bank- ruptcy Administration)

「アメリカ合衆国破産審査庁 (the United States Bank-
ruptcy Administration) (以下「審査庁」(“Administration”))
という)は、アメリカ合衆国政府の行政庁における独自の機関
として設置される。

第三一〇二条 構成員 (Officers and Employees)

(a) 破産審査官 (Administrator)

大統領は、上院の勧告および同意を得て、一人の破産審査官
を破産審査庁の事務を統括する破産審査庁長官に任命する。破
産審査官の任期は七年とする。大統領は、義務の懈怠または不
正を理由としてのみ破産審査官を罷免することができ、その他
の事由を理由としては罷免することはできない。破産審査官が
罷免されたときは、その報酬の付与は罷免されたときをもって
停止する。任期満了前に破産審査官の職に欠員が生じたとき
は、大統領はすみやかにその余の期間破産審査官の職務を遂行
する後任者を上院の勧告および同意を得て任命しなければなら
ない。破産審査官の基本給与の年率は、アメリカ合衆国法典

第四一第五三二四条にもとづく Executive Schedule III に
よる。

(b) 副破産審査官およびその他の職員 (Deputy Administrator and Other Officers)

破産審査官は、任意に職務をおこないかつ破産審査官が指定する義務を履行する副破産審査官、地方破産審査官 (regional administrator) および、破産審査官が、破産審査庁の事務の有効かつ効率的な執行に対する責任に適う組織・構成上必要であると認めるその他の職員を、任命することができる。かかる職員の任命、登用、および選任にあたって、いかなる政治的基準または政治的条件をもちいてはならないが、かかる任命、登用および選任は、merit, fitness および資格にもとづいてなされなければならない。副破産審査官の基本給与の年率は、アメリカ合衆国法典第五一第五三二五条にもとづく Executive Schedule IV による。本項にしたがい任命されるその他の者の基本給与の年率は、実質において the General Schedule の GS-18 号を超えることとはべきなく。

(c) 行政人事にしたがう構成員 (Officers and Employees under Civil Service)

破産審査官は、破産審査庁の機能を実現するために必要な弁護士を含むその他の職員を雇傭し、それらの者の義務を定める

なければならない。本項により雇傭された者は、それぞれ組み分けされた行政事務に所属する。

(d) 弁護士・会計士・評価人・競売人・コンサルタント・アドバイザーズおよびその他の者 (Attorneys, Accountants, Appraisers, Auctioneers, Consultants, Advisors, and Others)

破産審査官は、義務のより有効かつ経済的な履行のために、連邦の Civil Service laws によらず、唯一適宜にかつその資格にもとづいて、非常勤で、適宜にまたは時宜に応じて弁護士、会計士、評価人、競売人、マネジメント・コンサルタント、ビジネス・アドバイザーズおよびその他の者ならびに組織による役務の提供をうけることができる。そのようなすべての役務の提供は、その相当なる価値にもとづき報酬を与えられる。

第三一〇三条 主たる事務所・地方事務所および地区事務所 (Principal, Regional, and Local Offices)

a) 主たる事務所および地方事務所 (Principal and Regional Offices)

破産審査庁の主たる事務所は、ワシントン特別区におく。破産審査官は、破産審査庁の業務の有効・円滑かつ経済的な遂行のために必要または適切なワシントン特別区以外の地域に地方

事務所を開設しなければならない。

(b) 地区事務所 (Local Offices)

破産審査官は、全域を通じ、本法のもとでの破産審査官の義務の履行を容易にし、その職務を効率的かつ全域的におこなうことを保障するために区分されかつ職員を配置された地区事務所を維持しなければならない。

第二節 破産審査官の義務および権限 (Duties and Powers of Administrator)

第三一〇一条 破産審査官の義務・義務履行の委任 (Duties of Administrator; Delegation Thereof)

破産審査官は、破産審査庁長官として本法において「破産審査官」に委ねられた義務を履行し職務をおこなわなければならない。破産審査官は、第三一〇二条にもとづき事務の執行を授権された職員または他の者に破産審査官の職務の遂行または義務の履行を委任することができる。

第三一〇二条 破産審査官の権限 (Powers of Administrator)

a) 一般権限 (General Powers)

破産審査官は、本法により破産審査官に委ねられる義務の履行および職務の遂行につき附随して必要なまたは適当なすべての権限を有する。

(b) 特別権限 (Special Powers)

破産審査官はつぎの特別権限を有する。

- (1) 破産審査官が権限を行使し義務を履行し職務を遂行するために必要であると認定する、本法の規定に抵触しない規則 (rules and regulations) を制定し、修正し、廃止する権限
- (2) 破産審査官がみずからまたは破産審査官および管財人として職務を遂行する本法の事件について、契約書およびその他の書類の用式および内容を決定し、計算書の作成方式を留保する権限
- (3) 本法に別段の定めがあるときを除き、本法の事件において財団の一部またはすべての整理ある清算をおこなう目的で一時的に事業を営為し、または、他の者を営為させる権限、および、かかる事業の営為について相当なまたは適当な行為をなす権限
- (4) 破産審査官によるまたは破産審査官に対するすべての訴訟を遂行しかつその訴訟に関する証拠を確定する権限
- (5) 本法の事件において、すべての請求権および破産審査官によるまたは破産審査官に対する訴訟につき、和解をおこな

う権限

第三節 財政 (Finance)

第三一三〇一条 破産審査基金 (Bankruptcy Administration Fund)

(a) 基金の設置 (Establishment of Fund)
破産審査基金(以下「基金」という)は、アメリカ合衆国財務省に設置される。

(b) 基金の寄託 (Deposits in Fund)

基金は、(1)第三一三〇二条により破産審査官が收受する手数料および charges, (2)第三一三〇三条により基金に託された収益、および(3)連邦議会が充当する金銭からなる。

(c) 基金の適用 (Availability of Fund)

連邦議会が授権しかつ充当した基金は、破産審査庁との関係において破産審査官のために用いられる。

*

第四節 収支報告書および報告者 (Audits and Reports)

*

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

第四章 数章以下の事件に適用される規定 (Provisions Applicable To Cases Under More Than One Chapter)

第一節 一般事項 (General Matters)

第四一〇一条 破産審査官による訴訟・最高裁判所による再審理 (Actions by Administrator; Review by the Court)

(a) 破産審査官の訴訟・申立の許される期間 (Administrator's Actions; Time Allowed for Filing Complaint)

本法に別段の定めがある場合を除き、破産審査官は、事件において生ずるすべての事項につき活動し、当該事件の書類帳にそれぞれの訴訟につき注記しなければならない。その破産審査官の行為により直接に実質的に、または不利益に影響をうける者は、(1)破産審査官が本法の要求する通知をそれらの者に対してなした後一〇日以内に、または、(2)当該事件の書類帳に活動を注記した後一〇日以内に、第二一二〇五条(a)項に定めるところにしたがい不服申立をすることができる。(1)または(2)の一〇日の期間は、期間満了前における申請にもとづき破産審査官はこれを伸長することができる。本条との関係においては、第四一三〇七条(c)項または第七一〇七条(b)項による請求にもとづき通知をうけることができる者に対しては通知は必

要とされない。

(b) 破産審査官の行為の終局的確定 (Finality of Administrator's Action)

いかなる不服申立も、(a)項所定の期間内になされるときは、破産審査官の行為は終局的となる。

第四一〇二条 期間の伸長 (Extensions of Time)

(a) 管財人またはレシーヴァーのための期間の伸長 (Extensions for Trustee or Receiver)

合意、手続の中で下される命令、またはその他の適用ある法律により、請求権に関する訴訟を開始するための定められた期間、または、債務者が請求権または損害についての陳述、通知もしくは証拠を提出しまたは債務不履行を治癒しもしくはその他の行為をおこなうための定められた期間が、本法の申立期日において満了していないときは、以上の行為は、申立期日の後二年以内に、または、かかる合意、命令またはその他の適用ある法律が許すより長い期間内に管財人またはレシーヴァーによりなされるし、請求権または損害の陳述、要求、通知、または証拠の提出は、申立期日の後六〇日以内に、または、かかる合意、命令、またはその他の法律が許すより長い期間内に、なされまたは実行される。

(b) 債権者のための期間の伸長 (Extensions for Creditors)

合意、手続において下される命令、または適用ある法律により債務者に対する請求権についての訴訟を開始する期間が定められ、その期間が本法の下の申立期日に満了していないときは、かかる期間の進行は、第四一五〇一条により、請求権に関する訴訟の停止が終了しまたは満了した後三〇日間まで停止される。

第四一〇三条 数ヶ国に所在する債務者財団の運用 (Administration of Debtors' Estates Involving More Than One Country)

(a) 外国で手続が係属する場合における事件の棄却または停止をもとめる債務者または債権者による不服申立 (Complaint by Debtor or Creditor to Obtain Dismissal or Suspension of Case When a Foreign Proceeding Is Pending)

債務者財団の清算または再建のための手続が、本法の下で提起された事件の債務者である者によりまたはその者のために、外国の競争する管轄権を有する裁判所において開始されたときは、債務者または債権者は、破産裁判所において本法の下で開始された事件の棄却または停止をもとめる申立をすることがで

きる。

(b) 外国人たる管財人もしくは破産審査官による申立または不服申立(Petition or Complaint by a Foreign Trustee or Administrator)

清算または再建のための外国においてその資格ある管轄権を有する裁判所における手続において任命された債務者財団の管財人、執行者またはその他の代理人は、破産裁判所においてつぎの陳述をすることができる。

(1) 債務者が第四一〇四条に定めるところにしたがい債務者以外の者による救済の申立に服するときは、本法第四一二〇五条による債権者としての申立

(2) 債務者によりまたは債務者のために本法の下で開始される事件の棄却または停止をもとめる申立

(3) 債務者に対する訴訟の開始または継続、債務者に対する判決または行為の執行、または債務者財産に対しリーンを設定しまたはリーンを実行する裁判上の手続の開始または継続を、停止するための差止をもとめる申立、または、

(4) 債務者財団の財産またはその売得金の引渡をもとめる申立

立
(c) 裁判所の権限および裁量権 (Power and Discretion of the Court)

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

(a) 項または(b) 項(1) もしくは(2) による申立の提起にしたがいなされる通知にもとづく審問の後において、破産裁判所は、妥当な条件にしたがい、本法の下で開始された事件を棄却し、停止し、または継続することができる。くわえて、破産裁判所は、本法の下において債務者によりまたは債務者のために申立がなされたか否かを問わず、本条の下における手続において差止命令、回復命令、およびその他の適当な救済を命ずることができる。本条の下における裁量権を行使するにあたって、破産裁判所は、すべての債権者にとっての公正かつ衡平な取扱いという諸目的、請求権の処理における不平等と不都合からの地方に居住する債権者の保護、債務者財産の偏頗的かつ詐欺的処分、および適当であるときは債務者のために新たな出発の機会を付与する規定に矛盾しない、経済的かつ便宜よい債務者財団の運用をもっともよく保障するであろうものはなにかについての考慮により指導されなければならない。

第四一〇四条 棄却 (Dismissal)

(a) 棄却の理由 (Grounds for Dismissal)

事件は、第四一〇三条(c) 項、第四一二〇八条(a) 項、第四一二〇九条(b) 項、(c) 項および(d) 項、第六一二〇九条(a) 項、ならび

に第七一一二条(a)項および(b)項に定めるところにしたがひ、債権者にとって不利な債務者による相当でない手続の遅延、第三一三〇二条により必要とされる手数を債務者が支払わないことを理由として、また、破産審査官が申立債務者は本法の下で自己申立する資格を有しないと決定するときはこれを理由として、棄却されなければならない。

(b) 棄却の効果 (Effect of Dismissal)

棄却命令がその趣旨に反する事項を明示しない限りまたは債務者に帰せられる詐欺を理由としない限り、事件の棄却は、本法の下におけるその後における救済または棄却された事件において免責される債務についてその後の事件で免責をうけることを妨げない事件の棄却にもとづき、第四一六〇三条の下でそれにとつかわる手続または財産管理、または第四一六〇四条、第四一六〇五条、第四一六〇六条、第四一六〇七条、または第四一六〇八条により無効とされまたは第四一六一〇条により財団の利益のために維持される財産移転は、原状に回復されなければならない、第四一六〇九条により下される金銭判決は取消されなければならない。

第二節 救済の開始 (Commencement of Relief)

第四一二〇一条 自己の申立にもとづき救済を受ける資格を有する債務者 (Debtors Eligible for Voluntary Relief)

第八章または第九章における申立をなすことができる者、銀行もしくは保険会社、または貯蓄金融社団 (savings and loan association) を除き、いかなる者も、本章の債務者としての申立をなすことができる。

第四一二〇二条 債務者による申立 (Voluntary Petition)

(a) 申立の内容 (Contents of Petition)

債務者による申立は、申立人が当該申立をなすにつき資格を有することを明記しなければならず、希望する救済を指定し、あるいは申立人が定期収入を有する者であることを明記しなければならず、また、破産審査官規則により必要とされる方式にしたがいかつ情報を付記しなければならない。

(b) 申立てる事務所および手数料 (Office of Filing and Fee)

債務者による申立書は、破産審査官規則所定の、債務者に相当に近接する事務所において、破産審査官に提出されなければならない。第三一三〇二条により必要とされる手数料は、申立書の提出と同時に支払わなければならない。

第四一〇三条 協議・救済の指示 (Counseling; Direction of Relief)

(a) 協議 (Counseling)
申立人が定期収入を有する自然人であるときは、破産審査官は、第五章、第六章および第七章のうち適用ある救済に関して申立人と協議しなければならない。

(b) 救済の命令 (Direction of Relief)
定期収入を有する者は、第五章、第六章または第七章を選択することができ、破産審査官は、選択された救済を命じなければならない。申立人が定期収入を有する自然人ではないが申立をなす資格を有する者であるときは、破産審査官は申立書においても定められている救済を指示しなければならない。

第四一〇四条 債務者以外の者による申立にもとづく救済に服する債務者 (Debtors Subject to Involuntary Relief)

第四一〇一条により自己申立をなす資格を有する者は、総所得の過半を超える収入を農業により取得する自然人を除いて、本章の債務者以外の者による申立に服さねばならない。

第四一〇五条 債権者の申立 (Creditor's Petition)

(a) 第五章の下での救済 (Relief under Chapter V)

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

責任につき条件が付けられておらずかつ担保の価額を超えて総額二五〇〇ドルとなる請求権を有する一人または数人の債権者は、第五章の下における債務者のための救済をもとめる申立をすることができる。

(b) 第七章の下における救済 (Relief Under Chapter VII)
責任について条件が付けられていない請求権を有しかつすくなくとも総額一〇〇〇ドルの請求権を有する一人もしくは数人の債権者、または、すくなくとも総額一〇〇〇ドルの請求権を有する証券保有者のための歯型証書受託者は、第七章の救済のために債務者のための申立をなすことができる。

(c) 救済の基礎 (Basis for Relief)
次の場合において、債権者の申立にもとづく救済が命じられる。

(1) 債務者が満期の現有負債を一般的に弁済できないであろう場合。

(2) 債務者が、満期の債務を弁済しなかった場合。

(3) 第五章の下における救済をもとめる申立前三ヶ月以内の間に、(A)債務者が債権者のために一般的譲渡をなし、または(B)レンジャー・管財人または代理人が、清算または再建のために任命されあるいは本法の下における以外の手続において実質的にすべての債務者財産を占有した場合、または、

(4) 第七章の下における救済との関係においては、レビュー・管財人または代理人が、本法の下における以外の手続において任命されるいは実質的にすべての債務者財産を占有した場合

第四一〇六条 パートナーシップのためのパートナーの申立または特別の申立 (Partner's or Special Petition Against Partnership)

(a) パートナーの申立・第五章または第七章の救済 (Partner's Petition: Relief Under Chapter V or VII)

パートナーシップの一人または数人のゼネラル・パートナーは、パートナーシップが支払不能であるとき、第五章または第七章のパートナーシップのための救済の申立をなすことができる。パートナーシップの債務額がパートナーシップの財産額を超えるときは、パートナーシップの支払不能が推定される。

(b) パートナーシップのための特別の申立 (Special Petition Against Partnership)

パートナーシップのすべてのゼネラルパートナーのために本法の下における救済が命じられたときは、パートナーシップの債権者、ゼネラルパートナー、または、パートナーの管財人の申立にもとづいて、パートナーシップの支払不能を顧慮しない

でかつ第四一〇五条(c)項の規定によることなくパートナーシップのために救済が命じられうる。

第四一〇七条 債務者以外の者による申立 (Involuntary Petition)

(a) 申立書の内容 (Contents of Petition)

申立書は、第四一〇五条または第四一〇六条に定める申立人の資格および債務者のための救済をもとめるための基礎を示す事実を記載しなければならず、希望する救済を特定しなければならず、かつ、破産手続規則が定める様式にしたがわなければならない。また、破産手続規則が定める情報書を添付しなければならない。

(b) 申立書を提出する事務所および申立費用 (Office of Filing and Fee)

強制的申立書は、破産審査官規則が定める債務者および申立人に相当に近接する事務所において破産審査官に提出されなければならない。第三一三〇二条にしたがい必要とされる申立費用は申立書の提出と同時に支払わなければならない。

(c) 手続の付託 (Reference)

申立があつたときはすみやかに、破産審査官は、裁判所に申立書を付託しなければならず、裁判所は、破産手続規則にした

がい通知を付与し、令状を送達しなければならない。

第四一〇八条 財団、債務者および第三者の保護 (Protection of the Estate, Debtor, and Third Person)

(a) 申立の棄却 (Dismissal of Petition)

第四一〇五条(c)項(1)または(2)にもつき債務者以外の者による申立があるときは、債務者が救済に同意せずまたは債務の弁済を履行する場合において、裁判所は、可及的すみやかに破産手続規則にしたがい、求められた救済が債務者および債権者の利益にもっとも適合するか否かを決定するための審問を開かなければならない。申立人は、救済が債務者および債権者の利益にもっとも適合することを証明する責を負う。裁判所が救済が債務者および債権者の利益に適合しないと決定するとき、事件は棄却されなければならない。裁判所は、申立人が、許されうる費用、協議費用、支出および損害につき、申立がなされた者に対し補償するための担保を裁判所の決定する額において提供することを要求することができる。

(b) 財団を保護するための破産審査官の利用 (Use of Administrator to Protect Estate)

債務者以外の者による申立のあった後において、裁判所は、破産審査官が財団の維持に必要なときは、破産手続規則にした

がい債務者に通知をして債務者財産を占有することを命ずることができ、債務者が裁判所の要求する担保を提供したときは、債務者は財産の占有を回復する。ただし、この場合救済が指示されるときにおいては債務者がかかる財産につき責任を負いかつこれを返還しまたは管財人に弁済をなしもしくは占有回復のときにおける財産の価額を評価することを条件とする。

(c) 救済を付与する以前における取引 (Transactions Prior to Granting Relief)

債務者以外の者による申立のあった後かつ救済を付与する命令または本条(b)項の命令がある以前においては、

(1) その申立があったことを知りつつ債務者から事業の通常の過程において売買をおこなった者は、取得した金銭またはその他の財産を留保することを許され、かつ、救済を付与する命令があった時点で受領されていない限度において取引された物品の価額につき許されうる請求権を有し、また

(2) 破産審査官は、債務者が特定の取引行為に参加することを許可することができ、また、許可された取引行為により申立があったことを知りつつ債務者と売買をおこなう者は、取得された金銭またはその他の財産を留保することを許され、かつ救済を付与する命令があった時点で受領されていない限度において取引された物品の価額につき許されうる請求権を有

する。

第四一〇九条 債務者以外の者による申立を争う権利(Right to Contest Involuntary Petition)

債務者、またはパートナーシップのためのパートナーの申立があるときはその申立に参加しなかったゼネラル・パートナーは、破産手続規則にしたがい債務者以外の者による申立を争うことができる。

第四一一〇条 債務者以外の者による申立の処理(Disposition of Involuntary Petition)

(a) 答弁書の不提出(Default)
債務者以外の者による申立に対する答弁書が所定の期間内に提出されないとき、または提出された答弁書が申立に対する有効な攻撃または異議を明記していないときは、裁判所は適正な救済を命じなければならない。

(b) 申立に対する異議(Contest)
所定の期間内に答弁書が提出されたときは、裁判所は、その命ずる通知にもとづいて可能な限り早い時期に審問をおこなわなければならない。争点を決定し救済を命じまたは事件を棄却しなければならない。

(c) 先に係属する手続(Prior Proceeding)
他の裁判所において債務者につき手続がすでに係属し、かつ裁判所が先に係属する手続において債権者および株主の権利がもっとも維持されると決定するときは、裁判所は事件を棄却することができる。

(d) 任意の申立棄却(Voluntary Dismissal)
申立の棄却が債権者のもっとも利益となると裁判所が認定するときに於いてのみ、申立人の申立または当事者の同意にもとづいて裁判所は事件を棄却することができる。

(e) 命じられるべき救済の種類(Type of Relief to be Directed)
(1) 債務者が定期収入を有する自然人であるときは、裁判所は第五章の下における救済のみを命ずることができる。ただし、債務者が第六章の救済を要請するときはこの限りではない。

(2) 債務者が定期収入を有する自然人でないときは、債務者が異議をのべない限りにおいて、裁判所はもとめられている救済を命じなければならない。その場合、裁判所は、第五章または第七章の下における救済を命ずることができる。

(f) 棄却に起因する損害(Damages on Dismissal)
明文の規定にしたがう場合およびもとめられている救済が債

務者および債権者のもっとも利益になるとはいえないとの唯一理由により事件が棄却された場合を除き、裁判所は、事件の棄却にもとづき、費用、相当額の弁護士費用、破産審査官もしくはレシーヴァーの財産占有または財産保有に生じた損害、および申立が悪意でなされたときはその申立の提起によって直接生じたその他の損害につき、債務者の責任を免れさせかつ申立人によるその負担を帰せしめる判決をすることができる。

第三節 事件の運用 (Administration)

第四一三〇一条 事件において職務を遂行する破産審査官の義務 (Duties of Administrator to Provide Services in Cases)

破産審査官は、本法の下におけるすべての事件において、「破産審査官」に委ねられた義務および職責ならびに第五章に別段の定めある場合を除き第四章および第五章において管財人に委ねられた義務および職責を遂行しなければならない。

第四一三〇二条 レシーヴァーの任命 (Appointment of Receiver)

- (a) レシーヴァーが任命される場合 (When Receiver May be Appointed)

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

裁判所は、債務者の事業を営むるために財団の最良の利益において必要であるときは、債務者以外の者による申立にもとづいて救済を命ずる以前に、第五一〇一条(c)項に定めるところにしたがい第五章の下における救済を命じた後に、または第七一〇四条に定めるところにしたがい第七章の下における救済を命じた後に、破産審査官がレシーヴァーを任命することを命ずることができる。レシーヴァーは、破産審査官または債権者の申請にもとづいてのみ、かつ、破産審査官、債務者および裁判所が指定するその他の者に対する通知にもとづく審問の後において任命せらるる。

- (b) 破産審査官による任命・解任 (Appointment by Administrator; Removal)

裁判所が破産審査官によるレシーヴァーの任命を命ずるときは、破産審査官は、レシーヴァーとして、つぎの者を選任しなければならない。

- (1) 破産審査官が指名し、裁判所が承認する者
 - (2) 財団に対し相反する利害を有しない者
 - (3) レシーヴァーの義務を遂行する能力を有する者
- 裁判所の承認にもとづいて、破産審査官はいつでもレシーヴァーを解任することができる。
- (c) 申請人たる債権者の担保提供 (Bond of Creditor Applicant)

plicant)

費用、協議費用、支出および申立の棄却がある場合におけるレシーヴァーの任命およびレシーヴァーの行為により生ずる損害につき債務者に補償することを条件として、申請人が、破産審査官の承認する額においてかつ保証を付して担保を提供しない限りにおいては、債務者以外の者による申立にもとづく救済を命ずる以前に債権者の申請によるも、レシーヴァーを任命することとはできない。

(d) 債務者の担保提供 (Counterbond of Debtor)

レシーヴァーが債務者以外の者による申立にもとづく救済が命じられる以前に任命されるときは、財産につき清算をなしこれを返還しもしくは管財人または財団に弁済しまたは救済が命じられたときはその時点において財産を金銭に評価することを条件として、債務者が、破産審査官の承認する額においてかつ保証を付して担保を提供するかぎりにおいて、債務者の財産は解放される。

(e) 就任の終了 (Termination of Appointment)

レシーヴァーの就任は、債権者により選任された管財人が第四一三〇三条により就任したとき、債務者が第七一一〇四条により事業を経営する権限を授けられたとき、または、破産審査官がさらにレシーヴァーの必要がないと決定するときは、終了

する。レシーヴァーの就任の終了により、レシーヴァーは、すみやかに管財人または債務者に対し、レシーヴァーが占有しかつレシーヴァーとして支配しているすべての記録および財産を引渡さなければならず、第四一三〇六条にしたがい、三〇日以内に最終報告書および計算書を提出しなければならない。

第四一三〇三条 債権者の選任する管財人またはレシーヴァーの資格 (Qualification of Private Trustee or Receiver)

(a) 条件としての担保提供または立保証の要求 (Requirement of Qualifying Bond or Surety)

第五一一〇一条により選任された管財人、第四一三〇二条により任命されたレシーヴァー、または第七一一〇二条により任命された管財人は、その職務上の義務を遂行するにあたり、アメリカ合衆国のために自己の職務上の義務の忠実な遂行を条件とする担保を破産審査官に提供することによって、または破産審査官が承認するその他の担保を供することによってその職に就任する。破産審査官は、担保の額および保証の充足を決定しなければならない。

(b) 担保提供に関する訴訟 (Action on Bond)

管財人またはレシーヴァーの担保提供に関する訴訟は、条件の不遵守にもとづき損害をうけた者のためにアメリカ合衆国の

名において利害関係人により破産裁判所に提起することができる。担保提供に関する訴訟は、損害をうけた者が申立てられた条件不遵守を知りまたは知った後において三年以内に、または、管財人またはレシーヴァーが破産審査官によりその義務を免れた後においては二年以内に、いずれか短かい期間において提起されなければならない。

第四一三〇四条 管財人、破産審査官、債務者またはレシーヴァーの適格 (Capacity of Trustee, Administrator, Debtor, or Receiver)

本法の下で選任または任命された管財人、管財人として行爲している場合または本法により訴訟を提起する権限を明示的に授権されている場合における破産審査官、第七章の下において財産の占有を留める場合における債務者、および本法の下で任命されたレシーヴァーは、その任命に矛盾しない限りにおいて、訴訟を提起しいかなる裁判所においても財団を代理する適格を有する。

第四一三〇五条 事件の併合 (Joint Administration)

破産審査官は、(1)夫および妻、(2)パートナーシップおよびそのゼネラル・パートナーの一人または数人、(3)パートナー

シップの一般構成員、または(4)債務者および親族、の事件の併合を命ずることができる。かかる命令によるも、第五章の下における事件における債務者の債権者は、第五一〇一条に定めるところにしたがい財団のために、それぞれの管財人を選任することができる。第七章の下における事件において、破産審査官は、裁判所の承認を得て、併合して運用されている数個の財団につき、一人もしくは数人の共通の管財人またはそれぞれ別個の管財人を任命することができる。破産審査官は、異別の財団の債権者および株主を利害の対立から保護する条件を財団の運用につき付さなければならない。併合して運用されている財団の管財人は、第六章の下においては計画に別段の定めがあるときを除き、それぞれの財団につき財産、配当および取引についてのそれぞれの記録を保管しなければならない。

第四一三〇六条 管財人およびレシーヴァーの義務 (Duties of Trustee and Receiver)

管財人および任命されたレシーヴァーは、本法および本法の下において破産審査官が制定する規則において定めるその他の義務に加えて、(1)通知が未だなされていない限りにおいて第四一六〇五条(c)項に定める通知書をすみやかに提出し、また、当該事件につき以前に通知を受けておらずかつ当該事件につい

て知らない者であつて第四一五〇二条にしたがい債務者により届出られかつ債務者の取戻もしくは指示に服する金銭または財産を有する者に対して、当該事件についての通知をなし、(2)破産審査官が要求するときは財団の在庫表を作成・提出し、(3)それぞれの受領証の原票またはその他の証明書を含むすべての受領証およびすべての支払書の詳細な記録を保管し、(4)受領証および支払書の詳細な記載を引用によつて含みまたは記入した最終報告書および計算書を提出する。

第四一三〇七条 通知 (Notices)

(a) すべての債権者に対する最初の通知 (First Notice to All Creditors)

破産審査官は、本法の下における事件の開始および当該事件において命じられた救済について書面ですみやかにすべての債権者に通知しなければならない。くわえて、その通知は、つぎの情報を含まなければならない。

- (1) 債務者財産の目録および債務の一覧表ならびに債務者の事業の陳述書が提出されかつ閲覧することができる場所
- (2) 適当であるときは、管財人の選任をもとめることができる期間
- (3) 本法におけるなんらかの目的のためにその要求されている

る者が、請求権および権利の証拠を届出ることのできる期間および場所

- (4) 適当であるときは、債務者の非差押禁止財産が債権者に対する配当を許すに足らないと考えられることを示す事実、および、いかなる請求権も届出る必要がないことを示す事実
- (5) 民事訴訟を停止するという申立の効果、債務者に対する判決の執行、債務者財産に対する一定の行為、および手続実行
- (6) 当該事件における公務員の行為または不作為に対する異議申立の期間および場所

(b) すべての債権者に対する通知の追加 (Additional Notices to All Creditors)

破産審査官は同様に、つぎの事項につき書面ですべての債権者に通知しなければならない。

- (1) 適当であるときは、債務者の免責に対する異議申立の期間および場所、ならびに債務の免責可能性の決定をもとめる申立をなしうる期間および場所
- (2) 第六章の下における計画の確認に対する異議申立の期間および第七章または第八章の下における更生計画の確認に関する審理
- (3) 第五章の下における事件の棄却をもとめる申立に関する

審問、および第七章の下における事件への転換をもとめる申立に関する審問

(4) 本法のある章から他の章への事件の転換

(c) 債権者委員会および通知をもとめる債権者への通知

(Notices to a Creditors' Committee and creditors who Request Notice)

破産審査官は同様に、第五一〇二条もしくは第七一〇一条にしたがい選任された債権者委員会またはその代理人、および請求権を届出で、あるいはその請求権が債権者表に記載されている債権者であつて通知をもとめるすべての債権者に対して、下記の事項を書面で通知しなければならない。

(1) 適当であるときは、差押禁止財産の許可

(2) 提案されている債務者についての審理

(3) 提案されている財産の賃貸または売却(その賃貸または売却が本法の下で営為されることが認められている事業の通常の過程におけるものでない限りあるいは通知が不可能でない限りにおいて、公売の期日および場所を含む)

(4) 債務者の将来の権利は売却されないと第四一六〇一条

(a) 項(5)(c)による破産審査官の決定

(5) 通知が不可能でない限りにおいて、提案されている争訟の和解

(6) 債務者の免責、またはその放棄もしくは否定、および免責の取消

(7) 第六章、第七章または第八章の下における計画の確認

(8) 手数料および共益費用の許可に関する審問

(9) 事件の棄却

提案されている債務者財産の売却または提案されている和解につき本項により通知がなされるときは、破産審査官は、通知をしない理由を事件が提起されたときに明らかにしなければならない。

(d) 第七章および第八章の下における事件における通知の追加 (Additional Notices in Cases Under chapters VII and VIII)

破産審査官は同様に、第七一〇七条および第八一〇四条に定める債権者、株主およびその他の者に通知を与えなければならない。

(e) アメリカ合衆国に対する通知 (Notices to the United States)

(a) 項、(b) 項、および(d) 項の下においてすべての債権者に送付することを要求されている情報に関する通知は、同様に、財務省、ならびに、当該事件において提出された書面がアメリカ合衆国に対して負担する債務を開示しているときは司法省および

債務の回収につき責任を有する者、機関または部局に対しなされなければならない。

(f) 公告 (Notice by Publication)

郵送による債権者に対する通知が不可能であるときまたは郵送による債権者に対する通知がすべての債権者に到達するに適しないときは、破産審査官は、その状況に適した方式および方法により公告をすることができる。

(g) 公務員への通知 (Notices to Officials)

本条(a)項、(b)項、(c)項および(d)項に定めるすべての事項に関する通知は、破産審査官以外の当該事件における公務員に対してなされなければならない。

第四一三〇八条 通知を規制する一般権限 (General Authority to Regulate Notice)

本法の下において通知がなされる場合、通知の期間、通知されるべき者、ならびに、通知の方式および方法は、つぎのものにより規制されなければならない。

(1) その通知が裁判所に提起された訴訟、手続および事件に付するものであるかぎりにおいては、本法および破産手続規則

(2) 本法および破産手続規則、ならびに本法に矛盾せずかつ

破産審査官が制定する規則

第四一三〇九条 弁護士、会計士、評価人、競売人などの雇傭

(Employment of Attorneys, Accountants, Appraisers, Auctioneers, et al)

(a) 雇傭する権限 (Authority to Employ)

管財人は、破産審査官の承認をえて、一人または数人の弁護士、会計士、評価人、競売人、および本法の下における義務を遂行するために必要なその他の人員を雇傭することができる。管財人が債務者の事業を営為する権限を付与されかつ債務者が従前継続して俸給を支払って弁護士、会計士またはその他の者を雇傭していたときは、管財人は、その雇傭が債務者の事業の営為にとって必要であるかぎりにおいて、その雇傭を維持し、または原状に復することができる。

(b) 定額の報酬をとむる弁護士または会計士の雇傭

(Employment of Attorney or Accountants with Compensation Fixed)

破産審査官は、相当な基準にもとづき、雇傭の期間および条件につき裁判所の承認するところにしたがい、時間による手数料または条件成就による手数料にもとづいて雇傭される者を含む弁護士、または会計士を雇傭することができる。その雇傭を授

権することができる。かかる授權および承認は、裁判所が状況の保障するかぎりにおいてその雇傭関係の成立にもとづき異った額の報酬を支給することを妨げない。

(c) 弁護士または会計士が相反する利益を有することの禁止 (Prohibition of Adverse Interest by Attorney or Accountant)

弁護士または会計士は、その担当する事件において財団の利益に相反する利益を有するときは、本条の下において雇傭されない。弁護士または会計士は、以前債権者により雇傭されていたという理由のみによつては、かかる雇傭の効力を失わない。管財人により雇傭された弁護士または会計士が開示することなくその雇傭された事件において財団に相反する利益を代理もしくは有しまたは代理もしくは有したのであるときは、裁判所は、その弁護士もしくは会計士に対する報酬の支給、もしくは費用の補償、またはその双方を否定することができ、また、管財人がその弁護士または会計士の関係につき誠実な調査を怠ったとおもわれるときは同様に管財人に対する報酬の支給を否定することができる。

(d) 弁護士または会計士としての管財人の雇傭 (Employment of Trustee as Attorney or Accountant)

破産審査官は、債権者の選任した管財人が財団のために弁護

士または会計士として活動することを授權することが財団のことも利益になるときは、かかる活動をなす管財人が提供した役員毎にのみ手数料の支払が許されることを条件として、かかる授權をすることができる。

(e) *

第四一三〇条 審理 (Examination)

(a) 審理実施のための命令 (Order for Examination)
利害関係人の申請にもとづきまたは職権により、破産審査官は、関係人についての審理を命ずることができる。

(b) 審理の範囲 (Scope of Examination)
審理は、唯一債務者の行為、行状もしくは財産、または財団の運用もしくは債務者の免責をうける権利に関係することができる。

(c) 破産審査官の主宰 (Administrator to Preside)
破産審査官は、本条の下における審理において、これを統括しなければならない。

(d) 召喚令状 (Subpoena)

破産審査官は、審理のための関係人の出頭、および召喚令状において指定された審理地のある連邦裁判区内のいかなる場所にもまたはその裁判区にかかわらず審理地から一〇〇マイル以

内にある場所に送達されうる証拠書面の作成を強制する召喚令状を発することができ、関係人が召喚令状に従わずまたは従うことを拒絶するときは、審理がおこなわれる地を管轄する破産裁判所は、破産審査官の申立にもとづきかつ召喚令状が向けられた者に対する通知をなし審問した後に、召喚令状に従うことを命ずることができる。

第四一三二一条 債務者と弁護士、役員および関係人との取引に関する審理 (Examination of Debtor's Transactions with Attorneys, Officers, and Related Persons)

(a) 債務者の弁護士との取引 (Transactions With Attorneys for Debtor)

(1) 支払われまたは約束された補償の開示 (Disclosure of Compensations Paid or Promised)

本法の下の事件においてまたはその事件との関係において債務者を代理する弁護士は、補償につき申請をおこなうと否にかかわらず、破産審査官が定める期日にまたはその期日以前に、提供した役務につき手続開始申立期日前一年以内もしくはそれ以後において支払われまたは支払が合意された補償、および、支払われまたは支払が約束された補償の源泉を明示する書面を破産審査官に提出しなければならない。

(2) 相当でない支払、財産移転、または債権・債務に関する審理 (Examination of Unreasonable Payment, Transfer, or Obligation)

利害関係人の申請にもとづきまたは職権により、破産審査官は、提供されまたは提供されるべき役務に対する補償として手続開始申立期日前一年以内またはその後において債務者が弁護士人に対してなした支払または財産移転、および、手続開始申立期日以前一年以内にかかる支払または財産移転をなすため債務者が負担した債務につき審理することができる。

(b) 債務者たる会社の役員、affiliates および直属の親族との取引に関する審理 (Examination of Transactions with Officers, Affiliates, and Immediate Family of Debtor)

利害関係人の申請にもとづきまたは職権により、破産審査官は、手続開始申立期日前一年以内またはその後において、債務者が会社であるときにおける役員、取締役会の構成員もしくはこれに類する支配機関の構成員または支配株主もしくは支配的地位にあるその他の者、または、債務者がパートナーシップであるときにおけるゼネラルパートナーもしくは支配的地位にあるその他の者、または、債務者の affiliates もしくは債務者の直属の親族の構成員に対して、債務者がなした金銭の支払または財産の移転、および、手続開始申立期日にかかる金銭の

支払または財産の移転のために債務者が負担した債務につき、
審理することができる。

(c) 過ぎたる金銭の支払、財産移転または債務負担の無効

(Avoidance of Excessive Payment, Transfer, or
Obligation)

(a) 項または(b)項にしたがいおこなわれた審理により、債務者
がなしたる金銭の支払、財産移転または債務負担が、提供された
または提供されるべき役務の相当なる価額を超えることが明らか
かとなるときは、管財人または破産審査官は、かかる役務の価
額の決定、それを超える金銭の支払額または移転された財産の
回復、および過ぎたる額を限度とする債務負担の取消のための
訴訟を破産裁判所において開始することができる。過ぎたる金
銭の支払、財産移転または債務負担についての回復は、財団お
よび債務者の権利が明らかとなるころにしたがい、財団また
は債務者の利益のためにおこなわれなければならない。

第四一三二二条 手続転換の効果 (Effect of Conversion of
Case from One Chapter to Another)

本法のある手続の下においてすでに係属する事件が、第五一
一〇三条、第六一二〇九条、または第七一一二条にしたがい
他の章の下における事件に転換される場合には、つぎの規定が

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

適用する。

(1) 本条(2)および(3)に定めるところを除き、転換された
事件の申立期日は、可能な限り、本法の下における事件を開
始する最初の申立の期日とする。

(2) 第五章への事件の転換であるときは、転換された事件は、
第四一四〇二条の下における請求権の許可および第四一五〇
三条の下における差押禁止財産の決定との関係においては、
転換命令の期日に最初に開始されたものとして取扱われる。

(3) 第七章から第五章へ事件が転換されるときは、本条(5)
にしたがいなされる通知は、第五一一〇一条にしたがい管財
人の選任をもとめることができる期間を指定しなければならない。
ない。

(4) 転換前における当該事件において届出のなされたすべての
請求権は、転換された事件において届出られたものとして
取扱われる。ただし、第六章への事件の転換があるときは、
本条(5)にしたがいなされた通知は、第六一〇四条(a)
項に適合する請求権の修正の期日を指定しなければならない。
ない。

(5) 転換命令の通知は、破産審査官によりすみやかにすべて
の債権者に対してなされなければならない。

第四一三三三條 Self-Incrimination ; 免除 (Immunity)

*

第四一三三四條 請求されざるままの財団の財産および証券 (Unclaimed Funds and Securities)

(a) 請求されざるままの財団の財産 (Unclaimed Funds)

*

(b) 請求されざるままの証券 (Unclaimed Securities)

第七章または第八章の下における事件において、第七一三二〇条または第八一三〇七条にしたがい確認された計画による配当に参加する条件としての証券の提示またはその他の行為の履行の期間が満了したときにおいて請求されざるままとなつてゐる証券、金銭、またはその他の財産は、債務者の財産となり、あるいは、時に応じて計画により債務者の資産を取得する新会社の財産となり、従前の債権者の権利および株主の持分から解放される。

第四一三二五條 事件の終結および再開 (Closing and Reopening Cases)

(a) 事件の終結 (Closing Cases)

財団または事件がその運用を完了したことが明らかとなり、

破産審査官がレシーヴァーまたは管財人の提出した最終計算書につき決定をなし、レシーヴァーまたは管財人を免責したときは事件は終結する。

(b) 事件の再開 (Reopening Cases)

破産審査官は、資産の運用、債務者への救済付与、またはその他の適正な理由により、債務者またはその他の利害関係人の申請にもとづき、事件を再開することができる。その申請書は、当該事件において書類を管理する破産審査官の事務所に提出されなければならない。

第四節 請求権および配当の順位 (Claims and Order of Distribution)

第四一四〇一條 請求権の届出 (Filing of Claims)

(a) 債権者による届出 (Filing by Creditors)

債権者に対する最初の通知がいかなる請求権も届出を要しない旨記載していない限りにおいては、すべての債権者は、本条(b)項および(c)項ならびに第七一三〇一條および第八一三〇一條に定めるところを除き、自己の請求権の許可を得るためには、最初の通知に指定された期間内にかつ場所において、請求権の証明をおこないかつ証拠を提出しなければならない。債権者に

対する最初の通知において指定された届出期間満了前においては申請にもとづき、破産審査官は、理由を示して、アメリカ合衆国、州もしくはその下部機関による債権者の届出、または幼児もしくは保護者によらざれば適格を有しない者による債権者の届出につき、その期間を相当かつ限られた範囲において伸長することができる。債権者に対する最初の通知がいかなる請求権も届出を要しない旨記載しているも、その後において債権者に対する配当が可能と認められるときは、破産審査官は、債権者に対し、その事実を通知しなければならず、請求権届出のために相当かつ限られた範囲における期間を許与しなければならぬ。許可される請求権が十分に弁済されたときは、破産審査官は、第五章の下における事件において剰余金が残存する場合に備えて所定の期間内に届出のない請求権の届出のために、相当かつ限られた範囲における期間を許与することができる。

(b) 共同債務者による届出 (Filing by Codebtor)

債務者とともに責任を負いあるいは負うかもしれない者、または、債務者の債権者を担保した者は、債権者が本条(a)項にしたがい所定の期間内に請求権の証拠の届出を怠るときは、破産審査官規則に照して請求権の証明をおこなない、証拠を提出することができない。

(c) 債務者または管財人による届出 (Filing by Debtor or

Trustee)
アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(三)

Trustee)

第七章および第八章の下における事件を除き、債権者が本条(a)項所定の期間内に請求権の証拠の提出を怠るときは、債務者または管財人は、破産審査官規則に照して、かかる請求権の証明をなし、証拠を提出することができる。破産審査官は、請求権が管財人により届出られるときは、その債権者および債務者に対してかかる届出を通知しなければならない。

第四一四〇二条 請求権の許可・担保権付請求権・担保の評価・租税債務の決定をもとめる申請 (Allowance of Claims; Secured Claims; Valuation of Security; Application for Determination of Tax Liability)

(a) 請求権の許可 (Allowance of Claims)

管財人および債務者は、請求権の証拠を吟味しなければならない、破産審査官は、適当でない請求権を不許可としなければならない。ただし、それにより何らの目的にとって意味を有しないときはこの限りではない。本条(b)項の規定にもとづき、第四一四〇一条にしたがい届出のあった請求権は、配当との関係においては許可されたものとみなされる。ただし、破産審査官が不許可としたときまたは利害関係人が異議を申立てたときはこのかぎりではない。破産審査官は、債権者が届出した請求権の額

において不許可となりまたは減額されたことにつきその債権者に通知しなければならず、異議の申立があるにもかかわらず請求権が許可されたときはその異議を申立てた者に対して通知しなければならぬ。

(b) 担保権付請求権 (Secured Claims)

担保権者が請求権を届出るときは、その有する担保権の価額は、(c)項にしたがい決定されなければならない。担保権付請求権は、第六章、第七章、および第八章の下における事件においては、決定された額の限度において担保権付請求権として、またかかる額を超える部分につきそれが執行可能である範囲において、第五章、第六章、第七章および第八章の下における事件においては、無担保の請求権として、破産審査官により、許可される。

(c) 担保の評価 (Valuation of Security)

担保の評価が本法の下において必要であるときは、評価額の決定は、(1)担保権者、管財人、および、債務者の権利が差押禁止財産として許可されたときには債務者の合意、(2)破産審査官の指示による評価、または(3)評価額につき争いあるときは破産裁判所の命ずる方法において破産裁判所により、なされなければならない。

(d) 租税債務の決定をもとめる申請 (Application for De-

termination of Tax Liability)

財団を運用する間において負担した租税につき財団または債務者の未払いの債務に関して疑いを有する管財人または債務者は、破産裁判所に、かかる債務額の決定をもとめる申立書を提出することができる。その申立書には、管財人または債務者が証明し額の決定をもとめる租税の満了した課税期間内における財団のために提出された申告書の謄本、ならびに、財団の閉鎖期日までの租税額の算定書および財団の予想される閉鎖期日までの租税額の見込書を含む未だ満了しない期間における見積申告書を添付しなければならない。租税債務額の決定が財団の便宜のよい閉鎖を許すために必要であると認められるときは、裁判所は、申立書およびこれに添付する書類を、行政府またはその一機関のいずれがその手続の当事者であるとを問わず、額の決定がもとめられている租税につき職責を付与されている行政府の機関に対し送達することを命じなければならず、また、かかる行政府の機関が出頭しなければならない期日を指定しなければならず、管財人または債務者により計算されかつ財団の閉鎖される以前に生じた事情を反映するように修正された租税が承認されるときはその理由を示さなければならない。決算書が所定の期間内にその行政府機関により undertaken されるときは、裁判所は、当該事件の状況に矛盾することなくすみやかに

にその決算書の完成を許すために相当と認める continuances を許可しなければならない。本項にてらして財団の責任を決定する裁判所の終局命令およびかかる命令による弁済は、財団の運用にあたって管財人または債務者およびその承継人をして、かかる決定にかかわる租税につきその責任を免れさせる。ただし、かかる決定および弁済は、第五一〇四条の下における財団の譲受人としての債務者の責任、または債務者の責任もしくは第七一三二五(c)項に定めるところにしがたい更生計画または合意を実行する目的で設立されまたは利用される会社の責任に影響しない。

第四一四〇三条 許可されうる請求権 (Claims Allowable)

(a) 共益請求権 (Administrative Claims) つぎの支出についての共益請求権は、それが必要かつ相当である限度において許可される。

- (1) 債務者が移転または隠匿した財団財産につきその回復のために負担された債権者の支出
- (2) 当該事件または債務者の事業もしくは財産に係る刑事上の訴追をおこなうにつき債務者または管財人が負担した支出
- (3) 弁護士または会計士が管財人、債務者、申立債権者、第

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

七一一〇一条のもとにおいて設置された委員会および破産審査官に対して提供したその専門とする役務についての補償

(4) 申立債権者が負担した支出であって(3)に含まれない支出

(5) 管財人、破産審査官および第七一一〇一条の下において設置された委員会がその義務を遂行するにあたり負担した支出であって(3)に含まれない支出

(6) 選任された管財人およびレシーヴァーの補償

(7) 第七一一〇二条により任命された管財人の補償

(8) 弁護士または会計士が齒型証書受託者、債権者、株主、または第七一一〇一条により設置されたものでない債権者もしくは株主を代理する委員会に対して提供した役務であって第七章事件において確認された更生計画のために実質的な貢献を施した支出

(9) 免責の取消または計画の確認の取消をうるために管財人、債権者または株主が負担した支出、および

(10) レシーヴァー、管財人、一般的財産譲渡における譲受人または本法第四一六〇三条の下においてそれらに代わる者が負担した支出およびそれらの補償

(b) 債権者の請求権 (Claims of Creditors)

本条(a)項または第四一二〇八条(c)項もしくは第四一六〇二条

(c)項の下において生じた請求権以外の請求権は、手続開始申立
がなされた期日現在において決定されなければならない。第四
―二〇八条(c)項または第四一六〇三条(c)項の下において生じた
請求権および(a)項の下において生じたものでない債権者の請求
権は、つぎの限度額を除いて許可されなければならない。

(1) その他の適用ある法律の下において債務者がその請求権
の履行に対し防禦できる額

(2) その請求権が、財団に返還されるべき財産を管財人に未
だ返還せずあるいは第四一六〇九条の下において責任を負担
するかかる財産移転の対価を支払った譲受人がかかる回復さ
れるべき財産につき有する請求権であるときは、その請求権
の額

(3) 財産に対し査定された租税の請求権がその財産中の財団
持分の価額を超えるときは、その超える額

(4) 債務者の弁護士、直属の親族の構成員、取締役、役員ま
たは経営・管理機関が個人的に提供した役務にもとづく請求
権がかかる役務の相当な価額を超えるときは、その超える額
(5) その請求権が手続開始申立期日に生じておらずかつ第四
―一五〇六条(a)(6)の下において免責の対象とならないもので
あるときは、その額

(6) 不動産の賃貸借の期間満了前における終了に起因する賃

貸人の損害賠償請求権が、期限の繰上げによらずして、その
賃貸借により留保された(A)手続開始申立期日後一年間または
(B)賃貸借の終了が手続開始申立前に終了するときは賃貸人が
賃貸財産を再占有しまたは賃借人が賃貸財産を引渡した期日
から一年間にその賃貸借により留保された賃料およびかかる
期日までに期限の繰上げによらずして生じている未払いの賃
料に相当する額の総額を超えるときは、その超える額。ただ
し、この場合においては、許可される請求権は、賃貸人が有
する担保と相殺されなければならない。また、許可された請求
権額を超える部分の担保の価額は管財人により回復されなけ
ればならない。

(7) 期間満了前における雇傭契約の終了により生ずる損害賠
償請求権が、期限の繰上げによらずして、(A)手続開始申立期
日または(B)契約が手続開始申立期日より以前に終了するとき
は使用者が被用者に対し契約にもとづく履行の中止を命じた
期日または被用者が契約にもとづく履行の中止した期日から
一年間における契約所定の報酬および期限の繰上げによらず
してかかる期日までに生じている未払いの報酬に相当する額
の総額を超えるときは、その超える額、または

(8) その請求権が unconscionable consumer claim である
ときはその請求権額

(c) 請求権の不当性 (Unconscionability)

*

第四一四〇四条 提供された役務に対する報酬および支出の補償 (Compensation for Services Rendered and Reimbursement of Expenses)

*

第四一四〇五条 売得金の配当 (Distribution of Proceeds)

(a) 配当の一般順位 (General Order of Distribution)
財団の売得金は、つぎの順位にしたがい配当されなければならない。

(1) 第四一四〇二条(a)項の下において許可される共益請求権
および第三一三〇二条の下において徴収される費用

(2) 第四一二〇八条(c)項の下において生ずる許可された請求権

(3) 休暇手当、解職手当および疾病手当を含む補償のための許可された請求権。ただし、これについての優先弁済権は一、二〇〇ドルを超えては認められずかつ手続開始申立期日または債務者の事業の休止のいずれか早い期日以前三ヶ月を超えて取得された補償にまで及ばない。

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

(4) 手続開始申立期日または債務者の事業の閉止した期日のいずれか早い期日以前一年以内に供された役務につき生ずるものを限度とする、手当、保証、またはこれに類する被用者のための給付金に應ずる許可された給付請求権。ただし、個人についてかかる請求権の支払は、三〇〇ドル、または、本項(c)の下において個人に支払われた額と一二〇〇ドルとの差額の、いずれか少ない額を超えてはならない。

(5) 許可された、アメリカ合衆国、州、およびその機関の租税請求権。ただし、かかる租税請求権は、つぎのものを限度とする。(A)その申告書が(申告のための伸長された期間を含む)手続開始申立前一年以内の期日または手続開始申立以後の期日において提出することが要求されている租税であつて、かつ手続開始申立期日に終了する課税年度または手続開始申立期日に終了する課税年度における所得税またはかかる年度における所得により確定する租税、(B)手続開始申立期日前一年以内に罰則をとまなわずに最後に支払われうる従価税、(C)俸給から源泉徴収される租税、(D)手続開始申立期日前に債務者が支払った俸給に対する employment tax であり、かつ、手続開始申立期日前一年以内の期日または手続開始申立期日後の(提出のための伸長される期間を含む)期日に申告書の提出が要求される employment tax (E)手続開始申立

期日前一年以内に生じた取引に対する関税および物品税、または、(F)乃至(G)に含まれず、かつ、納税期限の猶予が許されている租税であつて、手続開始申立期日において未だ支払われていない分割納税額または手続開始申立期日以前一年以内に支払われうる分割納税額を限度とする租税。

(6) 本項の以下の各号に定める請求権を除く、本法の規定により、劣位におかれていないその他のすべての許可されうる請求権。

(7) 届出期間を徒過して届出られた請求権であつて、弁済において劣後しない、第四一四〇二条(b)項の下において許可される請求権

(8) 第四一四〇二条(b)項の下において許可されかつ弁済において劣後しない請求権につき生ずる利息

(9) 第四一四〇二条(b)項の下において許可されかつ弁済において劣後する請求権

(b) 優先弁済をうける権利者の組における配当 (Distribution Within a Priority Class)

財団が(a)項各号の定義する組の中における一部の請求権者に弁済をするに足るときは、その組の中におけるかかる請求権者に対する配当は按分比例によりおこなわれなければならない。ただし、第五章の下における清算において生ずる共益請求権お

よび第三一三〇二条により評定される費用は、他の章の下における事件においてまたは非破産手続において生ずる共益費用に優先して、弁済されなければならない。

(c) Employment Tax

本条との関係においては、供された人的な役務に対し手続開始前に発生したが未だ支払われていない報酬の支払につき使用者に対し課税される租税は、(a)項(5)号(D)の請求権とみなす。

その他の法律によるも、使用者に対して生じたかかる租税であつて債務者または管財人が納税した租税は、減額されることなぐ後の納税額の支払のための適用ある信用の額において、算定されなければならない。管財人は、(a)項(3)号または(4)号の下における優先権ある請求権および人的な役務の報酬をもとめるその他の請求権につき支払われる額から、アメリカ合衆国法律、州法、および地方公共団体の規則により留保が要求されている額を、控除しなければならない。控除後の額を適切な行政府機関に納付しなければならない。

(d) 共同債務者による請求権 (Claim by Codebtor)

債務者とともに債務につき責任を負担しまたは負担できる者の請求権、または、債権者に担保を供した者の請求権についての弁済は、当初の債務につき支払のあつた額につき消滅するであらうことの証拠による証明があるときを除き、してはならな

い。

(e) 外国において收受された弁済または財産の移転の効果

(Effect of Payment or Transfer Received in Another Country)

本法の下における事件において配当金もしくは配当を命じまたは承認するにあたり、破産審査官は、清算手続もしくは再建手続における配当金または配当、および、本法の下における手続開始申立期日後において外国で債権者に対してなされた弁済または財産の移転を、斟酌しなければならぬ。かかる債権者の請求権は、本法の下における事件において許可されるが、その債権者は、外国において手続開始申立期日後に收受した対価にその額において等しい配当金または配当を同種の組の他の債権者のそれぞれが受領するときまで、当該事件における配当金の支払または配当を受けてはならぬ。

(f) 債権者たるパートナーシップおよびパートナーの債権者 (Partnership Creditor and Partners' Creditors)

債権者たるパートナーシップは、ゼネラルパートナーの財団の売得金の配当にあたりゼネラルパートナーの債権者と同じ方法によりかつ同じ限度においてその分配をうけなければならぬ。

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

第四一四〇六条 請求権の劣後 (Subordination of Claims)

(a) 劣後する請求権の組 (Subordinated Classes of Claims)

つぎの請求権は、弁済をうけるにあたり、その他すべての劣後しない許可される請求権に劣後する。

(1) 債務者たる会社が発行する証券の買入の取消による請求権またはかかる証券の買入もしくは売却による損害賠償請求権

(2) 担保されていると否とを問わず、債務者の主たる役員、取締役、または affiliate の請求権、または、かかる役員、取締役、または affiliate の直属の親族の請求権

(3) 担保されていると否とを問わず、罰金もしくは科料、または刑罰もしくは懲戒のための損害賠償金

(b) 劣後請求権を担保するリーンに関する管財人の代位 (Subrogation of Trustee to Lien Securing Subordinated Claims)

(a)項の下における劣後する請求権を担保するリーンまたは信託は、許可される劣後しないすべての請求権のために、管財人に移転する。

(c) その他の請求権を劣後せしめる裁判所の衡平法上の権能 (Equitable Power of Court to Subordinate Other Claims)

一七五

本条は、破産裁判所の、請求権を劣後せしめまたは任意に請求権を劣後せしめる合意に強制力を付与する衡平法上の権能を制限しない。

第五節 債務者の義務および利益 (Debtor's Duties and

Benefits)

第四一五〇一条 諸手続の自動停止 (Automatic Stay)

(a) 訴訟およびリーンの実行の停止・その通知 (Stay of Actions and Lien Enforcement; Notice of Stay)

(1) 停止の範囲 (Scope of Stay)

本法の下において債務者によりまたは債務者のためになされる手続開始申立は、(A)アメリカ合衆国法典第二八編第九九条が定める訴訟を除き、債務者によりもしくは債務者に対して提起された金銭の回復をもとめる民事訴訟または財団財産に影響を及ぼす民事訴訟の開始または継続を停止する効力、(B)財団に帰属しない財産からの扶養料、生活費または養育費の取立を除き、債務者に対する判決の執行を停止する効力、および、(C)財団の財産上にリーンを設定しまたは財団の財産に対してリーンの実行行為を停止する効力を有する。

(2) 通知 (Notice)

停止の通知は、第四一三〇七条に定める債権者、すでに係属する手続における当事者およびその手続が係属している裁判所の書記ならびに停止効を無視してならかの行為の実行をなそうとしていると認められる者に対して、なされなければならない。

(b) 停止の期間 (Duration of Stay)

破産裁判所が終了せしめまたは修正するときを除き、本条が定める停止は、債務者の財団の運用が完了しかつ事件が終結するときまで、または、停止がリーンの実行を妨げるものであるときはリーンに服する財産が管財人により放棄または移転されるときまで、その効力を存続する。

(c) 停止に対する救済 (Relief from Stay)

本条が定める停止に対する救済は、破産手続規則にしたがい破産裁判所に対してもとめることができかつ破産裁判所から得ることができ。停止に対する救済をうける権利の決定は、かかる手続規則にしたがい優先しておこなわれなければならない。停止に対する救済は、(1)その救済が財団の運用または債務者が本法の下においてうけることのできる利益の享受もしくは享有を害しないであろうとき、(2)停止がその救済申立人に対する避け難い侵害、損失または損害を生ぜしめるとき、(3)管財人、または管財人の存しないときは債務者がその救済に同意し

裁判所の承認を得たとき、または(4)破産審査官が救済に同意するときにおいて、付与されなければならない。

第四一五〇二条 財産の開示および回復に関する義務 (Duties of Disclosure and Turnover of Property)

(a) 債務者の義務 (Duties of Debtor)

本法および本法の下において破産審査官が制定する手続規則が定めるその他の義務の履行にくわえて、債務者は、(1)第四一三〇条により破産審査官が命ずるところにしたがい出頭し審理をうけなければならない、(2)免責に対する異議申立、免責の取消をもとめる申立または確認命令の取消をもとめる申立に関する審問期日に出頭し、証人として召喚されるときは証言しなければならない、(3)第四一二〇三条または第四一二一〇条の下における救済命令があつた後すみやかに、破産審査官に書面で、みづからが所有する不動産の所在地、ならびに、債務者の撤回もしくは指示に服する金銭または財産を有する者の氏名および住所を知らせなければならない、(4)管財人が要請するとき、債務者が当事者となっている未履行契約および期間満了前の賃貸借に関する書面を提出しなければならない、(5)財産目録の作成および請求権の検討にあたり、レシーヴァーまたは管財人と共同してこれをおこなわなければならない、(6)レシーヴァー

ーが任命されるときはレシーヴァーに対しまたは管財人に対し、財団財産に関する書類および記録を含む財団のすべての財産を引渡さなければならない。

(b) 役員・取締役・支配株主・パートナーおよびその他の支配的地位にある者の義務 (Duties of Officers, Directors, Controlling Equity Security Holders, Partners, and Other Persons in Control)

債務者が会社であるときは、破産審査官または裁判所は、本条(a)項に定める義務を遂行するために、債務者たる会社の役員の数人もしくは全員、取締役会構成員、これに類する支配機関、支配株主もしくは構成員、または、その他の支配的地位にある者を指名することができる。債務者がパートナーシップであるときは、破産審査官または裁判所は同様に、かかる義務を遂行するために、ゼネラルパートナーの数人もしくは全員またはその他の支配的地位にある者を指名することができる。

第四一五〇三条 差押禁止財産 (Exemptions)

(a) 支配原則 (Controlling Law)

本法の下において救済の申立をなしたまたは救済の申立がむけられた自然人たる債務者は、本条に定める財産につき差押禁止財産として許可されなければならない。本条の下において差押

禁止財産として許可される財産は、第四一五〇六条(a)項(6)の下において免責の対象とされない請求権を除く債務者財団に対してその執行が許されうる請求権を有する債権者の引当財産から除かれる。

(b) 家作またはこれに代わる財産 (Homestead or Property in Lien Thereof)

(1) 自然人たる債務者は、みづから所有しかつ手続開始申立のときにおいて債務者、その配偶者もしくは被扶養者またはそれらの数人もしくは全員のための家作として使用されていた財産につき、差押禁止財産として許可されなければならぬ。差押禁止財産として許されうる総額は、五〇〇〇ドルおよび債務者の被扶養者各人についての五〇〇ドルの総額を超えてはならない。

(2) いかなる財産も(1)の下における差押禁止財産として許可されないとき、または許可された財産の総額が(1)の下において許される最高額を下回るときは、自然人たる債務者は(c)項(1)および(2)に定める種類の財産につき、その財産および本項(1)の下において差押禁止財産として許可された財産の総額が(1)の下において許されうる最高額に達するまで差押禁止財産の追加として許可されなければならない。

(c) その他の財産 (Other Property)

つぎの財産は、(b)項の下において差押禁止財産として許可される財産にくわえて、差押禁止財産として許可されなければならない。

(1) その総額が一〇〇〇ドルを限度とする、家畜、衣料、装身具、家具、工具、および自動車

(2) 二五〇〇ドルを限度とする墓地区画

(3) 総額五〇〇ドルを限度とする、現金、証券、ならびに、未払いの個人的収入、すでに生じている休暇手当および所得税還付金を含む受取金

(4) 生活費、生計費、および個別の手当の支払い

(5) 債務者が配偶者または被保険者の被扶養者であるときは、債務者およびその被扶養者の生計に必要な相当の限度における、生命保険からの認定できる配当金および年金

(6) 債務者の利益が債務者およびその被扶養者の生計のために、必要な相当の限度において、債務者の退職前または退職後に、債務者が、利益分配、恩給、割増配当金、年金、または、年令、健康もしくは長期の役務提供による退職にもとづき恩恵を与えることを主たる目的として設けられ、かつ、(A) 内国歳入法第四〇一条(a)項の下においてもしくはこれにとつて代わるものにおいて認められ、または(B)連邦法もしくは州法により設けられた計画の下において債務者が有する権利

(7) disability benefits

(8) 債務者が人的損害もしくは失業の結果として有する割当金、年金、または他の権利

(9) 債務者が労働しまたは自己の健康を維持することを可能にするために必要な相当の補助

(d) 解約払い戻し金を伴う生命保険証券の差押禁止 (Exemption of Life Insurance Policy with Cash Surrender Value)

債務者に対して支払われうる一五〇〇ドルを超えない解約払い戻し金を伴う生命保険証券は、かかる解約払い戻し金とともに、差押が禁止される。債務者が一五〇〇ドルを超える解約払い戻し金をともなう保険証券を有するときは、その一五〇〇ドルを超える額が確定されかつ管財人に対して保険業者がその超える額を申述した後三〇日以内に債務者がその超える額を支払う場合において、その保険証券は、差押が禁止される。

(e) 家族手当 (Family Allowance)

(1) 債務者が手続開始申立のあった後に死亡したときは、配偶者ならびに未成年者および被扶養者たる子供は、管財人に対しその死亡が通知された期日において未だ配当されざるままの状態にある財団財産から手当をうけることができる。手当額は、それらの生計のために必要な額でなければならない

が、それぞれの者につき一〇〇〇ドルを超えてはならない。その手当をうける資格を有する者に対し支払われうる債務者の生存中の生命保険の配当金が一〇〇〇ドルを超えるときは、手当額は、その一〇〇〇ドルを超える額を減額されなければならない。

(2) (1)に定める手当は、配偶者が生存するときは、配偶者ならびに未成年者および被扶養者たる子供の用に供するため、その生存する配偶者に対して支払われる。配偶者が死亡しているときは、手当は、子供または子供を監護している者に対して支払われる。未成年者または被扶養者たる子供が配偶者とその生活を共にしていないときは、手当は、子供、その監護人または子供を監護しているその他の者、および、必要が認められるときは配偶者に対して支払われうる。

(3) (1)に定める家族手当は、許可されうる請求権ならびに配偶者および被扶養者たる子供の請求権にもとづく差押を禁止され、かつ、それらの請求権に優先する。

(f) 差押禁止財産の放棄・リーン (Waiver; Liens)

差押禁止財産の放棄は、本条にしたがい債務者に対して許可される財産に担保を有しない債権者により実行されえない。コモンロー上または衡平法上の手続により取得されうるリーン、ならびに、衣料、家庭用品および健康補助に関し、売買代金債

務の担保以外の目的のために担保を付与する合意により設定されたリーンは、差押禁止財産として本条にしたがい債務者に許された財産に対して、実行することができない。ただし、かかるリーンが債務者の利益のために留保されるべきを除く。

(g) 価額の定義 (Definition of Value)

本条との関係においては、価額は、手続開始申立期日における公正な市場価格によるものとし、すべての取消すことのできないリーンの額を減じるものとする。

(h) 回復された財産の内の許可される差押禁止財産 (Ex-emption Allowed out of Recovered Property)

本法の規定の下において回復されたいかなる財産も、回復された財産が債務者により隠匿されまたは任意に移転されたときは、差押禁止財産として許可されない。ただし、債務を担保するために財産が移転されかつ財産の価額が債務額を超える部分を限度として財産の移転がおこなわれたときは、この限りでない。

(i) 共益費用 (Administrative Costs)

本条が許可する差押禁止財産は、(1)強制的に移転されかつその後において差押禁止財産として許可された財産の回復、および(2)差押禁止財産として許可された財産上のリーンの取消のための費用の請求権以外の共益請求権の引当てとはならない。

(j) 手続 (Procedures)

本条により許可されうる差押禁止財産は、債務者、その配偶者、被扶養者、またはそれらに代わる者により請求されうる。差押禁止財産は、それを請求しないという理由によっては、否定されない。破産審査官は、差押禁止財産の請求の不許可につき、その請求人に対し通知しなければならず、また、差押禁止財産の許可につき、債務者および第四一三〇七条(c)項に定めるその他の者に対し通知しなければならない。債務者の差押禁止財産の評価および許可の手続は破産審査官規則により規定されなければならない。また、破産審査官の差押禁止財産の許可およびこれを許可しないことを争うための手続は、破産手続規則により規定されなければならない。

第四一五〇四条 消費債務を担保する担保の受戻 (Redemption of Collateral Securing Consumer Debt)

(a) 受戻権 (Right to Redeem)

債務者は、財産が差押禁止財産でありまたは管財人により放棄されたものであるときは、その財産に設定されたリーンを有する者に対してその財産の公正な市場価額またはリーンにより担保されている請求権額がそれを下るときは、その請求権額を支払うことによつて、免責されうる消費債務を担保するリーン

から財産を受戻すことができる。

(b) 受け戻す合意の実行 (Enforcement of Agreement to Redeem)

(a)項の下における破産者による財産の受戻を定める合意は、債務者に対して実行することができる。合意の当事者は、合意が善意で締結されかつ本法に適合することの決定をもとめる申立書を裁判所に提出することができる。

第四一五〇五条 債務の免責 (Discharge from Debts)

(a) 免責の否定 (Denial of Discharge)

自然人たる債務者は、つぎの場合において免責を許される。

(1)~(6) *

(7) 債務者が、手続開始申立期日前五年以内に開始された事件において免責を許されおらずまたは第七章の下において更生計画の確認を得ていないとき。ただし、本号の下において別段に否定されうる免責は、債務者の弁済不能が債務者の支配するところのものでないのが相当である原因によるとき、および、将来の収入またはその他の財源からの債務の弁済が債務者およびその被扶養者に対して不当な困難を課するときは、許されうる。

(b) 免責に対する反対 (Opposition to Discharge)

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

管財人、破産審査官、債権者、アメリカ合衆国代理人、または法務長官が指名するその他の者は、破産裁判所において申立により、免責に反対することができる。裁判所が要請するとき、当該事件が係属する裁判区に所在するアメリカ合衆国代理人、または法務長官が指名するその他の代理人は、債務者の行為および行状を検討し、免責を否定するものと見込まれる理由が存しかつ公益がこれを保証すると認めるときは、免責に反対しなければならぬ。

(c) 免責の取消 (Revocation of Discharge)

裁判所は、つぎの事由を認定するときは、(a)項の下において免責に反対する適格を有する者により提起される申立にもとづき、免責を取消することができる。

(1) 免責が債務者の詐欺により得られたこと、その詐欺が免責の許可があつた後において申立人に知悉されたこと、および、当該詐欺の事実が免責を保証しないこと

(2) 債務者が、免責の許可がある前にまたはその後において、当該事件において財団の一部である財産または財団の一部となつた財産を收受し、あるいは收受することができるようになったこと、および、債務者が故意にかつ詐欺によりかかる財産を管財人に報告することまたは引渡すことを怠つたこと。

(3) 債務者が、当該事件において、(A)裁判所の合法的な命令

に従うことを拒絶し、または(B)裁判所が証言に対する責任の免除を命じた後において破産審査官または裁判所の有する重要な疑問に応じて証言をなしたまたはその情報を提供することを拒絶したことを。免責の取消をもとめる申立は、(一)の下において、申立人が義務を懈怠していないときにおいて、免責が許された後一年以内いつでもなすことができ、また(二)または(三)の下においては、当該事件が係属しているときはその係属している間、あるいは、免責が許可された後においてはその後一年以内のいずれのうちより長い期間内に、なすことができる。

第四一五〇六条 免責されない債務・非免責債務の免責可能性および責任の決定 (Exceptions from Discharge; Determination of Dischargeability and Liability on Nondischargeable Debt)

(a) 免責されない債務 (Exceptions from Discharge) 免責は、つぎの債務を除き、許可されうるものであると否とを問わず、自然人たる債務者のすべての債務を消滅せしめる。

(1) (A)第四一四〇五条(a)項(5)の下において優先弁済権が与えられている租税債務、(B)申告書の提出が要求されているにもかかわらず、手続開始申立期日前一年を超えて申告書が提

出されなかった租税債務、または(C)債務者が虚偽のまたは詐欺的な申告書を作成し、あるいはなんらかの方法で故意に免れまたは潜脱しようとした租税債務

(2) (A)詐欺または不真実表示により、または(B)債権者が信頼しかつ欺罔する意図の下における方法により作成または公表された、債務者の財務状況に関する書面における実質的に虚偽の記載により、金銭、財産、もしくはは役務または信用の拡張もしくは更新を得るための、消費債務以外の債務

(3) 債務を負担した時において債務を弁済する意図を有さずかつ債務者によるまたは債務者のために本法の下における手続開始申立があることを予期して、手続開始申立期日前九〇日以内に金銭、財産、または役務を得ることを目的として負担された債務

(4) 債権者が所定の期間内における請求権の届出を許す本法の下における事件の通知をうけまたはこれを現実知らなかった限りにおいて、債務者に知られているときは債権者の氏名とともに、その請求権の届出による許可に間に合わなかった債務

(5) 横領または窃盗を原因とする債務

(6) 別居の合意または離婚判決に関連する、生計もしくは養育のために、付与されるべきもしくは付与されることになっ

た生活費として、または、財産分与にしたがい、配偶者もしくは子供に対して負担された債務

(7) 人身または財産に対する故意および悪意による損害の賠償債務

(8) 分割払の最初の支払期日が手続開始申立期日前五年未満内の期日に履行期が到来するときおよび将来の収入またはその他の財産からの弁済が債務者およびその被扶養者に不当な困難を課するときにおける、教育費用に関する債務

(9) 連邦政府、州政府、または地方行政府に対する罰金を限度とする債務

(10) (7)を除く第四一五〇五条(a)項の下において、または(5)もしくは(8)を除く旧法第一四條(c)項の下において、債務者が免責を放棄しまたは免責を否定された先の事件において、債権表に記載されまたは記載されたであろう債務。本項(4)または(8)の下において免責されない債務は、本規定によるも、後の事件において免責される。

(b) 免責されるか否かの決定 (Determination of Dischargeability)

債務者または債権者は、裁判所に、債務の免責の決定をもとめる申立をすることができる。免責の決定をもとめる申立が破産手続規則に定める期間内におこなわれないときは、(1)、

(4)または(6)を除く(a)項の規定の下において免責を否定されない。債務の免責を決定するための争訟の和解に関する合意であって善意で締結されかつ裁判所により承認をうけた合意は、債務者に対して実行することができる。

(c) 免責を決定する裁判所の管轄権 (Jurisdiction of the Court to Determine Dischargeability)

裁判所は、債務の免責の決定をもとめる申立にもとづき、免責を決定しなければならない。ただし、債務に関する訴訟が免責の決定をもとめる申立のあったときに他の裁判所において係属するときは、破産裁判所は、司法の利益において本条の下における管轄権の行使を停止しまたは拒絶することができる。

(d) 非免責債務の責任に関する争点の決定 (Determination of Issues of Liability on a Nondischargeable Debt)

裁判所が本条の下において開始される手続において債務の非免責を決定するときは、裁判所は、その債務の責任につきなお残る争点を決定しなければならない。ただし、理由を示しかつ司法の利益において裁判所が管轄権の行使を停止しまたは拒絶するときは、この限りではない。

(e) 差止による救済 (Injunctive Relief)

本条の下における手続の係属前または係属中に、債権者は、免責をうける債務者の申立により、他の裁判所において債務に

関する訴訟を提起すること、または、その債務を債務者の人的責任として取り立てるために令状を用いることを禁止せらる。以上によるも、債務者が免責をうけた当該事件の開始された以後において生じる取引または当該事情にもとづいてもっぱら生じる本法の下において許可されうる債務を除いて、債務の実現に対する差止命令は、発令することができない。

第四一五〇七条 免責の効果 (Effect of Discharge)

*

第四一五〇八条 取扱不平等からの保護 (Protection Against Discriminatory Treatment)

債務者とその事業を共同しもしくは共同していた者が債務者でありまたはあったという理由により、または、その者が本法の下における事件において免責される債務の弁済を怠ったとの理由により、不平等な取り扱いをしてはならない。本条は、本条前文に定められる要因以外の現在および将来の財務状況または経営能力の如き要因を関連あるときにおいて考慮することを妨げない。

第四一五〇九条 拘禁からの自然人たる債務者の保護および解

放 (Protection and Release of Individuals from Imprisonment)

(a) 債務者の債務についての拘禁からの保護および解放 (Protection and Release of Debtor from Imprisonment for Debt)

手続開始申立のあった債務者は、第六一二〇四条もしくは第七一三一〇条にしたがい確認される計画に定められまたは定められるであろう債務または第四一五〇六条の下において免責せられる債務を取立てるための民事訴訟において発せられる令状にもとづく拘留から保護されかつ拘禁から解放されなければならない。

(b) 本法の下における義務を履行することを理由とする解放 (Release for Individual Performance of Duties Under the Act)

破産裁判所裁判官は、本法の規定によりまたは本法の規定にしたがい自然人に証言させあるいは課せられた義務を履行させるために、裁判所への出頭をもとめる召喚令状を発することができ。

第四一五一〇条 審理期日への出席を強制する事由としての債務者またはその他指名された者に対する配慮およびそれらの者

⑥ 移動 (Apprehension and Removal of Debtor or Other Designated Persons to Compel Attendance for Examination)

*

第六節 財団の蒐集および清算 (Collection and Liquidation of the Estate)

第四一六〇一条 財団の財産 (Property of the Estate)

(a) 財団の財産 (Property of the Estate)

(1) 本項(5)に定めるものを除く、手続開始申立期日における債務者のすべての財産

(2) 第五一三〇二条の下における弁済額および回復額

(3) 第四一六〇三条乃至第四一六〇八条および第四一六一〇条にしたがい回復される財産

(4) 遺贈もしくは相続により、または配偶者との財産の分与・離婚の中間判決もしくは終局判決の結果として手続開始申立期日後六カ月以内に債務者が取得した財産

(5) 本号に定める限度における、手続開始申立期日において債務者が所有するすべての財産。(A) (生活必需品のために負担されたまたは配偶者の代理人として負担されたものを除く) 債

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

務者の婚姻後における契約上の債務につき包括的に責任を負う債務者および配偶者の共同財産、および、(生活必需品のための債務または配偶者の代理人として負担された債務を除く) 当該事件において許可されうる請求権に対する責任財産であるものを限度とする、債務者および配偶者の共同財産、(B) (単独にまたは実質的な相反する利益を有しない者との関係において) 債務者自身の利益のために債務者が行使できる限度における財産取得者指定権に服する財産、(C) コモンローおよび衡平法上の条件にかかる将来の権利。ただし、破産審査官が、債務者、管財人、または他の利害関係人の申請にもとづき、債務者の権利が占有において確定するのである見込みがほとんどなくかつかかる見込が確定的なものであるために債務者の権利はその財産を享有するに至る時期において相当でない寡少な価額で売却されうるにすぎないと決定するときは、この限りではない。

(b) 一定の制限および失権の無効 (Invalidity of Certain Restrictions and Forefeitures)

手続開始申立を条件とする債務者への財産移転に関する禁止および失権または法律関係の消滅に関する定めは、財団の財産につき強行することができない。ただし、適用ある破産法に

非ざる法律の下において強行されうる、自己の生計のために設定された信託における債務者の受益権の移転に関する制限は、債務者およびその被扶養者の生計のために必要な相当の限度においてのみ、管財人に対して強制力を有する。

(c) 婚姻ともなう一定の権利の消滅 (Termination of Certain Marital Interests)

寡婦産もしくは *courtesy* またはそれにかかわる制定法上の権利たる性質を有する条件付の権利から成る財団の財産における債務者の配偶者の権利は、放棄されていないまたは債務者に対し差押禁止財産として許可されていない財団財産につき手続開始申立期日に消滅する。

第四一六〇二条 未履行契約および期間満了前の賃貸借 (Executory Contracts and Unexpired Leases)

(a) 引受または拒絶 (Assumption or Rejection)
(b) 項および (f) 項に定めるところを除き、管財人は、本法の下の事件における債務者の未履行契約または期間満了前の賃貸借を引受ることができ、あるいは、破産審査官による授權あるときは、これらの契約を拒絶することができる。破産審査官は、未履行契約の拒絶につき、破産審査官が制定する規則にしたがい契約当事者および破産審査官が指名するその他の者に通知し

なければならぬ。つぎの規定は、契約および賃貸借が本条の下において引受けられうる期間を支配する。

(1) 第五章または第六章の下における事件においては、管財人が手続開始申立後六〇日以内にまたは破産審査官がその六〇日以内になす相手方契約当事者に対する通知により指示する六〇日を超えないさらに伸長される期間内に引受けないときは、未履行契約または期間満了前の賃貸借は、拒絶される。

(2) 第七章または第八章の下における事件においては、未履行契約または期間満了前の賃貸借は、計画の確認前においてはいつでもまたは計画の定にしたがい、引受けられることができる。ただし、破産審査官は、賃貸借の当事者または契約の当事者にとってさらなる引受けの遅延が不利益な結果を生ぜしめるときは、かかる当事者の要請にもとづき、三〇日を超えないその定める期間内に管財人が引受または拒絶することを命じなければならぬ。

(b) 契約における一定の条項の非強制制 (Unenforceability of Certain Contractual Provisions)

債務者の支払不能または債務者についての本法の下における事件の開始を理由として、契約もしくは賃貸借を終了したまたは変更し、あるいは債務者以外の者がかかる終了もしくは変更をなすことを許す契約もしくは賃貸借における条項または適用あ

る法律の規定、あるいは契約上または賃貸借上の地位の譲渡を禁止し、制限しあるいはこれに条件を付する契約もしくは賃貸借における条項または適用ある法律の規定は、(1)第五章の下における事件においては強行することができ(2)第六章第七章または第八章の下における事件においては、契約または賃貸借が所定の期間内もしくはその後の相当な期間内に引受けられまたは拒絶される場合において、債務者の先履行義務の不履行が治癒されかつ賃貸借を除く契約の引受またはその地位の譲渡のために将来の履行が適正に保障されるときにおいて、管財人、または契約もしくは賃貸借の債務者による引受または契約もしくは賃貸借上の地位の譲渡を妨げるためには強行されえない。

(c) 拒絶の効果 (Effect of Rejection)

未履行契約または期間満了前の賃貸借の拒絶は、手続開始申立期日における契約または賃貸借の破棄を構成する。ただし、債務者が賃貸人である賃貸借の拒絶は、賃借人に対する賃貸財産の放棄を構成し、賃貸借の破棄を構成しない。

(d) 拒絶された契約の買主のリーン (Lien of Purchaser Under a Rejected Contract)

債務者から財産を購入する契約が拒絶されたときにおける契約当事者は、その当事者が支払った購入価額の回復のためにその財産中の債務者の権利の上にリーンを有する。ただし、かか

るリーンは、これを取消す第四一六〇七条の下における管財人の権利に服する。

(e) 契約上の地位の譲渡 (Assignment)

引受けのあった契約または賃貸借上の地位の譲渡につき、譲渡人は、譲渡の後に生ずる契約破棄にとまらざる責任を免れる。

(f) 一定の契約に関する特別規定 (Special Provisions for Certain Contracts)

本条の他の規定によるも、(1)債務者による財産の移転に関する契約は、権原が譲受人に移転したと否とを問わず、譲受人が占有するときは、拒絶することはできず、(2)適用ある法律の下において委任できない義務の債務者による履行を定める契約は、その債務の委任が契約中において禁止または制限されていると否とを問わず、相手方当事者の同意を得なければ引受けることができず、同様に、債務者が使用者である雇傭契約は、相手方当事者の同意を得なければ引受けることができない。

第四一六〇三条 債務者財産の従前の管理人に対する手続開始申立の効果 (Effect of Filing of Petition on Prior Custodian of Debtor's Property)

(a) 本条の適用 (Applicability of Section)
手続開始申立が本法の下において提起される場合において債

務者財産がთვისの者の占有にあるときは、当該財産に関する管理人の権利および義務は、本条が定めるところによる。

(1) 非破産裁判所のレンシーヴァー、受託者またはその他の職員

(2) 債権者のための一般的譲渡の譲受人

(3) 債務者財産に対するリーンの実行または債権者のための債務者財産の一般的な管理・運用を目的として任命されたまたは債務者財産を管理する権限を付与された、制定法上もしくは契約上の受託者または代理人

(b) 財産を引渡しかつ開示をなす管理人の義務 (Duty of Custodian to Deliver Property and Make Accounting)

本条の適用ある債務者財産の管理人は、その占有する財産を本法の下における債務者財団の管財人に引渡しなければならず、破産審査官に対し、管理人として收受した財産の処分につき開示しなければならない。ただし、つぎの場合は、この限りではない。

(1) 従前の管理人が、本法第五章の下における救済をもとめる申立をなす以前三ヶ月を超えて債務者財団の一般的な管理・運用を目的としてその財産を占有していたとき

(2) 破産裁判所が、本法第五章または第七章の下における救済をもとめる争いある申立によって提示される争点の審理に

つき、または、当事者として管財人が出頭したその他の裁判上の手続において、債権者の権利、および債務者が支払不能でないときにおいては株主の権利が先に係属する手続または当該財産の管理・運用の過程の継続を許すことによってもっとも充分に維持されると、決定するとき。

(c) 留保されている財産および不当請求額の回復をもとめる訴訟 (Action for Recovery of Withheld Property and Surcharges)

(a) 項により必要とされる開示は、破産審査官規則が定める方法によりおこなわなければならない。かかる開示にもつき、破産審査官は、財産、ならびに、従前の管理人が役務および支出につきその財産から自己または他の者に対してなしたすべての支払の相当性を、再審査しかつ決定しなければならぬ。破産審査官は、従前の管理人が負担した債務の保護ならびに供された役務に対する相当の報酬および破産審査官が許可するところにしたがう管理人の負担した費用の支払につき、妥当な定めをしなければならぬ。本条により必要とされる財産の引渡または開示に関し争いが生ずるときは、破産審査官または管財人は、破産裁判所において、従前の管理人の財産の引渡および開示の要件充足の決定をもとめる訴訟、不適正に留保されている財産の回復をもとめる訴訟、および、不当請求額について

の訴訟を、開始しなければならない。

(d) 従前の管理人の占有の復帰 (Reinstatement of Prior Custodian's Possession)

管理人が本条の下においてその占有する財産の引渡および開示を要求された後において、裁判所が本法の下において開始された事件の棄却を決定するときは、従前の手続または財産の管理・運用は、原状に復し、債務者の財産は、従前の管理人またはその後任者に再び引渡されなければならない。本法の下における当該事件の係属中において負担される支出についての共益請求権は、第四一四〇三条に定めるところにしたがい許可されなければならない。破産審査官は、本法の下における当該事件の係属中に管財人または財産の占有を継統する債務者が負担した債務の保護のために、衡平な定めをしなければならない。

第四一六〇四条 リーン債権者および債権者の承継人としての

管財人の権利 (Rights of Trustee as Lien Creditor and as Successor to Creditors)

(a) リーン債権者 (Lien Creditor)

管財人は、裁判上のリーン債権者の権利および権能ならびに債務者に対する強制執行により全額の弁済をうけなかった債権者の権利および権能を、手続開始申立期日において、有する。

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

本項の下における管財人の権利および権能は、管財人または一部もしくはすべての債権者がそれを知っているか否かによって影響をうけない。

(b) 債権者の承継人 (Successor to Creditors)

(1) 取消しうべき財産移転および債務負担 (Voidable Transfers and Obligations)

適用ある法律の下において、第五章事件において許可される請求権を有する債権者により取消されうる、債務者財産の移転および債務者による債務者負担は、かかる債権者のために、許可されうる請求権の限度において、管財人により取消される。

(2) 債権者の請求権 (Creditors' Claims)

管財人は、財団のもつとも利益になるときは、ある種類の債権者がある者に対して有する請求権を実行することができ、また、かかる実行との関係において必要なときは、裁判所は、かかる請求権につきすでに係属するその他の訴訟を停止することができる。管財人がかかる請求権につき訴訟を提起するとき、管財人は、かかる訴訟の提起がなければその請求権につき訴訟を提起しえたであろうすべての債権者に、通知しなければならない。かかる請求権につき下された管財人勝訴の判決または管財人敗訴の判決は、かかる債権者全員を拘束する効力を有する。

一八九

し、また、管財人による請求権の回復は、請求権の回復を実行するにあたり管財人が負担したすべての支出を控除した後において、唯一かかる債権者のために、おこなわれなければならない。

第四一六〇五条 手続開始申立後における取引 (Postpetition Transfers)

(a) 手続開始申立後における財産の移転 (Postpetition Transfers)

第四一二〇八条(c)項に定めるところを除き、管財人は、手続開始申立後に移転された財団の財産を回復することができる。ただし、(1)財産の移転が、(c)項にしたがう通知前におこなわれたとき、(2)譲受人が、手続開始申立を知らなかったとき、および(3)譲受人が、その財産の価額と相当に等価な現在価額を給付したときは、この限りでない。譲受人がかかる価額を下回る額を給付したとの事実があるときを除き、譲受人が本項の下において保護されるであろうときは、譲受人は、給付された現在価額を返還しなければならない。

(b) 債務者および債務者の受託者の保護 (Protection of Debtors and Bailees of the Debtor)

債務者に対して債務を負担する者、または、債務者の留保あ

るいは命令にしたがい金銭または財産を保有する者であつて、善意でかつ債務者による手続開始申立または債務者以外の者による申立にしたがう救済を命ずる命令があつたことを知らずに、かかる債務を弁済しまたは債務者財産を引渡しもしくは移転する者は、かかる引渡しまたは移転が手続開始申立がなかつたならば許されるであろうときにおいては、管財人に対して責を負わない。

(c) 通知の擬制 (Constructive Notice)

(1) (a)項との関係においては、手続開始申立の通知は、つぎの事務所において通知を備置することにより、おこなうことができる。(A)人的財産、不動産または定着物における担保権を完了することを目的として書類を備置し登録するための州法が指定する事務所、または、州法がかかる備置または登録を許さないときは、その財産が所在する裁判区のアメリカ合衆国地方裁判所書記官の事務所、または、(B)財産がコロンビア特別地区に所在するときは、コロンビア特別地区証書登録官の事務所。

(2) 本項との関係においては、不動産および定着物は、現実 に在る地に所在するものとし、人的財産は、所有者の居住する地に、または会社もしくはパートナーシップにより所有されるときは、その主たる事務所に所在するものとする。備

置されるべき通知の用式は、破産審査官が定めなければならぬ。

第四一六〇六条 制定法上およびコモンロー上の一定のリーン (Certain Statutory and Common-Law Liens)

(a) 一定のリーンの無効 (Invalidity of Certain Liens)
債権者に対する請求権を担保する財団財産に対するすべての制定法上またはコモンロー上のリーンは、そのリーンが(1)かかる財産の補修・維持、船積、保存、製造または改良のために負担された債務を担保するものであるとき、(2)かかる財産の価額を基礎とする一般に適用のある租税を担保するものであるとき、(3)その財産に対する課税が、公共的な改良の費用を支払う関係において査定される場合において徴税機関がその財産に課する特別課税額を担保するものであるとき、または(4)判決または和解を得る場合における弁護士の支出および手数料についての債務を担保するものであるときを除き、無効である。

(b) 支払の回復 (Recovery of Payment)
債務者が所有する財産であつて(a)項(1)乃至(4)に定められていない制定法上またはコモンロー上のリーンを満足する目的で手続開始申立期日から三ヶ月以内に移転された財産は、管財人が回復することができる。

(c) 制定法上またはコモンロー上のリーンの完了 (Perfection of Statutory or Common-Law Lien)

制定法上またはコモンロー上のリーンは、それが本条または第四一六〇四条の下において有効であるにしても、管財人により取消せらる。ただし、(1)そのリーンが、特定の財産につき適用ある法律の下において公簿記載事項として完成されるとき、または、(2)そのリーンについての通知が、リーン債権者が手続開始申立を現実に知ったときから三〇日以内に、管財人に対しておこなわれるときは、この限りではない。

第四一六〇七条 優先権 (Preferences)

(a) 回復する権利 (Right to Recover)
本条において別段に定めるところを除き、管財人は、つぎの場合において、債権者の従前の債務を、直接もしくは間接に弁済または担保するために移転された債務者財産を回復することができる。

(1) かかる財産の移転が、債務者が支払不能であるときにおいてかつ手続開始申立期日前三ヶ月以内に、おこなわれたとき、または、

(2) 債権者が債務者の直属の親族、パートナー、affiliate 取締役、役員、または管理機関であり、財産の移転がおこな

われた期日において債務者が支払不能であることを信ずる相当の理由を有する者である場合において、その財産の移転が、債務者が支払不能であるときにおいてかつ手続開始申立期日一年前から三ヶ月前の間に、おこなわれたとき。この場合、管財人は、債務者の支払不能およびこれを信ずる理由につき本号により証明する責を負わなければならない。

(b) 例外・少額財産の移転・制定法上のリーン・非優先の効果 (Exceptions; Transfers of Small Amounts; Statutory Liens; Nonpreferential Effects)

管財人は、つぎの場合において、本条の下における財産の移転を取消することができない。

(1) 債務者の直属の親族、パートナー、affiliate、取締役、役員、または管理機関を除く債権者に対して移転されたすべての財産の総価額が、一〇〇〇ドルを超えないとき

(2) 財産の移転が、第四一六〇六条の下において無効とされない制定法上またはコモロー上のリーンであり、あるいはかかるリーンを満足させるための財産の移転であるとき、または、

(3) 手続開始申立期日においてなされたものとして証明された財産の移転の結果が、利益をうけた債権者をして、同一組の他の債権者に比してより多額の配当をうけることを不可能

にし、かつ、かかる債権者より先順位の債権者の中に未だ返済をうけていない債権者が存しないとき。

(c) 例外・可能な借入・その後の Advance (Exceptions: Enabling Loans; Subsequent Advances)

(1) 債務者が取得した財産上の担保権は、それが、債務者が最初にその財産の権利を取得するときまたはその後一〇日以内に完成されるときは、債務者がその財産を取得することを可能にするために従前付された新しい価額を担保する限度において、本条の下において無効とされない。かかる担保権につき付された新しい価額を決定するにあたり、そのために取得されたその他の担保の価額が控除されなければならない。

(2) 財産の移転は、財産移転のときまたはその後におけるときに付された新しい価額を限度として、無効とされない。付された新しい価額を決定するにあたり、そのために取得される担保の価額が控除されなければならない。

(d) 例外・受取勘定および在庫品 (Exceptions: Receivables and Inventory)

在庫品が取得されまたは受取勘定が生じ、さらに担保設定に関する合意によりそれらが担保となったときは、かかる在庫品もしくは受取勘定の引渡の完了、またはいづれかの売得金の支払の完了は、譲受人が財団の支出において担保の価値の増加

により自己の地位を改善した範囲において、無効とされない。譲受人は、つぎの場合において、自己の地位を改善したものとす。

(1) 担保される債務が、手続開始申立前三ヶ月の間に、または、新しい価額がかかる三ヶ月の間に締結された担保の設定に関する合意にしたがい最初に付されたときはその新しい価額が付された期日において、その債務のためのすべての担保の総額を超えるとき、

(2) 債務が担保の価額を超える場合におけるその超える額が手続開始申立期日までに減少し、または、消滅したとき。この場合、管財人は、財団の支出におけるかつその限度における担保価値の増加による地位の改善があったことの証明をす責を負わなければならない。

(e) 立保証を目的とする財産の移転 (Indemnifying Transfers)

管財人は、(a)項の下において管財人が取消しうる裁判上の手続により取得されたリーンを解消するために、担保またはその他の債務負担を供する立保証を目的として移転された財産を、回復することができる。立保証を目的として供される財産の価額がかかる財産の保証する額を下回るときは、立保証のためには、管財人に対する財産の価額の支払を条件として、かかる財

産を提供することができる。免責を目的とする担保またはその他の債務負担にしたがう立保証義務は、管財人が回復する立証のための財産の価額または管財人に支払われた価額を限度として、免除されなければならない。

(f) 支払不能の推定 (Presumption of Insolvency)
債務者は、手続開始申立期日前三ヶ月の間において、支払不能であったものと推定される。

(g) 定義 (Definitions)
本条との関係においては、つぎの諸定義が、適用する。

(1) 「従前の債務」とは、債務の弁済またはこれを担保することを目的とする財産の移転のときより五日を超える以前に負担される債務である。「従前の債務」は、(A)人的役務に於いての債務、(B)手続開始申立期日から三ヶ月以内に負担される、電気、ガス、水道についての債務、(C)債務者の通常の事業過程における商品の引渡から三ヶ月以内に支払われる、在庫品についての債務、または、(D)債務者が所有しかつ現に存在する財産の売却のための契約にもとづいて生ずる所有を契約が締結されるときまたは手続開始申立より三ヶ月を超える以前における時期に移転する債務を、含まない。

(2) 「在庫品」とは、賃貸されもしくは提供されまたは売却もしくは賃貸を目的として保有されている人的財産、または、

役務、原材料、work in process、または事業において使用されあるいは消費される原料の提供を目的とする契約にしたがい供されるべき人的財産をいう。「在庫品」は、売却を目的として保有される農作物、または家畜の如き農産品を含まない。

(3) 「新しい価額」は、商品、役務もしくは新しい信用付与における金銭額または金銭価値、あるいは、無効とされない取引において以前に譲受人に移転された財産の譲渡価額を意味する。ただし、「新しい価額」は、既存債務にかかわる債務を含まない。

(4) 「受取勘定」とは、財産の移転もしくは使用のための金銭についての権利、または役務の提供のための金銭についての権利を意味し、かかる権利が、それらの履行によって取得されたか否とを問わない。

(5) 「担保の設定に関する合意」とは、債務者と財産の譲受人との間における、その譲受人が財産中の権利またはその売得金を債務の弁済または履行を担保するために取得もしくは留保し、または、取得もしくは留保することとなっている、合意を意味する。

(6) 不動産の売買契約の売主または買主の権利を含む、定着物を除いた不動産の移転は、譲渡人から財産を買入れた爾後

の善意の買主がその買入により取得しえた権利に優先する財産中の権利を譲受人が取得したときにおいて完成される。定着物の移転または不動産以外の財産の移転は、裁判上のリージョン債権者が移転された財産中に取得した権利に優先する財産中の権利を譲受人が取得したときにおいて完成される。

(7) 財産の移転がその効力発生時期にまたはその期日後一〇日以内に完成される場合は、当事者間において財産の移転の効力が生ずるときに、財産の移転がおこなわれる。財産の移転がかかる一〇日より以後に完成されるときは、そのときに財産の移転がおこなわれる。かかる一〇日の間に完成されない限りにおいて、手続開始申立期日前に完成されていない財産の移転は、かかる手続開始申立期日の前日におこなわれたものとす。財産の移転は、譲渡人が財産中の権利を取得する以前においては、その効力を生じない。

第四一六〇八条 詐欺による財産の移転および債務負担 (Fraudulent Transfers and Obligations)

(a) 財産の移転および債務負担の取消 (Avoidance of Transfers and Obligations)

管財人は、つぎの場合においては、手続開始申立期日から一年以内に債務者が移転した債務者財産を回復し、または、手続

開始申立期日から一年以内に債務者が負担した債務を取消することができる。

(1) 債務者の債権者を妨害し、遅延せしめ、または欺罔する現実の意図をもって、財産の移転または債務負担がおこなわれたとき、または、

(2) (A) 財産移転または債務負担がおこなわれるときに支払不能であり、または、それらにより支払不能となった債務者が、その財産移転または債務負担につき相当なる等額を下回る対価を受領したとき、(B) 少額の資本であるその保有する財産にかかわる事業または取引に従事していたまたは従事しようとした債務者が、財産の移転または債務負担につき相当なる等額を下回る対価を受領したとき、または、(C) 満期にある債務の弁済能力を超えて、債務の負担を企図し、あるいはこれを確信した債務者が、その債務負担につき、相当なる等額を下回る対価を受領したとき。

(b) パートナースhipによるパートナーの財産の移転 (Transfers to Partner by Partnership)

債務者たるパートナーシップの管財人は、パートナーシップが支払不能であるときまたは財産の移転もしくは債務負担によって支払不能となったときにおいて、債務者たるパートナーシップがパートナーに対して移転した財産を回復することがで

き、債務者たるパートナーシップがパートナーに対して負担した債務を取消することができる。

(c) 譲受人の保護 (Protection of Transferee)

(a) 項の下において、回復される財産の善意の譲受人、または取消される債務の債権者は、その財産が従前の債務の弁済または担保のために移転されかつ第四一六〇七条の下において取消されるべきを除いて、債務者に対して支払った価額の返還をうけるための担保として、かかる財産または債権を留保しなければならぬ。

(d) 定義 (Definitions)

本条との関係においては、つぎの諸定義が適用する。

(1) 事業の通常の過程における買主を除く債務者からの財産のいかなる善意の買主も、移転された財産中の譲受人の権利に優先する権利を従前の財産が移転された後において取得しえなかつたであろう程度にまで財産の移転が完了するに至ったときは、その時点において財産の移転がおこなわれたものとする。ただし、かかる財産の移転が本法の下における手続開始申立期日前に完了されていないときは、手続開始申立期日前にすみやかにおこなわれたものとする。

(2) 「債務者が受領した価額」とは、債務者に移転される財産の価額、または、満足をうけた債務者の債務額を、意味す

る。ただし、これには、債務者または債務者の姻戚に対して扶助を提供するための未だ完了していない約束を、含まない。

第四一六〇九条 譲受人の責任 (Liability of Transferee)

(a) 最初の譲受人の責任 (Liability of Initial Transferee) 本法の下において債務者により移転された財産が財団のために回復されうるときはいつでも、管財人は、最初の譲受人(支払った価額につき賠償をうける権利を付与する規定の対象となつてゐる譲受人)に対する、(1)財産そのものの返還、または(2)判決時におけるその財産価額に等しい損害賠償額(または、その財産が判決前に移転または破棄されたときは、移転時または破棄した時におけるその価額)の支払、また、移転された財産が金銭であるときは、かかる損害賠償額および移転時からの法定利率による利息の総額の支払をもとめる、判決をもとめることができる。譲受人は、財産の返還にかえて、金銭判決にしたがう弁済を選択する権利を有する。

(b) 転得者の責任 (Liability of Subsequent Transferees) (1) 管財人は、(a)項にいう財産を、最初の財産移転の無効を知らずに善意で買入れた転得者、またはさらなる転得者から、回復することができない。

(2) 本項(1)により保護されない限りにおいて、(b)項にいう

転得者は、あたかも(a)項の下における最初の譲受人として、管財人に対して責任を負担する。

(3) (b)項の転得者とは、(A)債務者財産の裁判上の売却における競落人を含む、最初の譲受人の譲受人、および(B)かかる譲受人のさらなる譲受人を、意味する。

(c) 回復の択一 (Single Recovery)

(a) 項および(b)項の下における数人の譲受人に対して財産の回復をもとめる管財人は、それらの譲受人のうちのひとりからの満足のみをうけるものとする。

(d) 財産の改良 (Improvements)

(1) (a) 項および(b) 項の規定によるも、回復されうる財産の譲受人は、(A) その財産から実現される収益額を控除したその財産に対して譲受人がなした改良の費用、(B) 改良の結果としての財産の価値の減少額のうち、いづれか低い額の支払を担保するものとして、その財産を留保することができる。

(2) 本項との関係においては、財産に対する改良は、物質的付加、変更、修繕、租税の納付、および、その他管財人の権利に優先する回復されうる財産により担保される債務およびかかる財産に対して負担を課する債務、ならびに、保存費用を含む。

第四一六二〇条 取消しうる財産移転の維持 (Preservation of Voidable Transfer)

財産の移転が管財人により取消されるときはいつでも、裁判所は、財産の移転に服する財産中の権利を主張する者に対する通知にもとづく審問の後において、管財人がなす申立にもとづく、その財産移転の取消または財団のための維持を決定しなければならぬ。

第四一六一一条 財団の財産の放棄 (Abandonment of Property of the Estate)

管財人は、破産審査官の承認を得て、財団の財産が不用でありまたはなら実現価値を有しないものであるときは、かかる財産を、債務者に対して、放棄することができる。財産の放棄は、通知、審問、または裁判所の命令を要しない。ただし、当該事件の書類に財産の放棄が記載された後一〇日を経過するまでは、当該事件の係属中においても、利害関係人は、申立にもとづく、かかる財産の放棄を争うことができる。

四 あ と が き

以上アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章およびこれに関連する条文につき一応の訳を試みた。今日、この改正草案は

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

Section on Business Law, Committee J. (August 19, 1976) に於ける Patrick A. Murphy の報告によれば、連邦議会に於いて審議されているとのことであるが、最後に本資料のむすびにかえて、以上仮訳してきた改正草案第七章につき、若干補足することにしよう。なお、一でも述べたように、第七章をはじめとする連邦破産法改正草案の概要およびその分析については霜島甲一教授の詳細な論稿⁽²⁾がある。したがって、改正草案全体の分析についてはそれに譲ることとし、また、第七章の個別的検討は限られたスペースとの関係もあり、稿を改めておこなうこととする。

本改正草案第七章手続は、現行破産法第一〇章手続と同第一一章手続(さらには同第一二章手続)を統合する結果として、担保権の実行に対する制約を含む第七章手続の適用対象に事業会社に加えて債務者たる自然人あるいはパートナーシップ⁽³⁾までも含めるといふ、わが国の倒産処理手続にない構成をとる。これは、現行第一一章手続が、事業会社、自然人、パートナーシップを適用対象とするも、手続内での担保権の権利変更が不可能であるため、近時の担保制度が高度に発達した社会では、その簡便さは評価されうるものの、充分に対応できないとの配慮にもとづくものと推測できないこともない。

加えて、現行第一〇章手続は、債務者たる事業会社につき、

負債規模により手続の構成を異にしているのに対し、改正草案第七章手続は、負債規模と大衆証券保有者数から、手続構造を二面的に画している。これも、わが国の倒産処理法制がもたないところのものであるが、とりわけ大衆証券保有者の権利保護は、現行第一〇章手続の基調とするところであり、改正草案第七章では、さらにこれをより合理的に徹底させたものと考えることができよう。⁽⁵⁾

つぎに、更生計画における権利配分ないしは変更の基準である「公正・衡平」についての重大な変更について若干ふれておこう。公正計画の「公正・衡平」の意味については、絶対優先理論がその支配的考え方であることは一で述べたところであるが、改正草案第七章では、まず「更生計画にもとづいて発行される証券および配当されるその他の約因が、債務者または債務者財産中のそれぞれの持分につきそれぞれの債権者および株主に充分な補償をなす (fully compensate) であろう」(第七一三(一)条(d)項(2)(B)) という意味において「公正・衡平」とされる⁽⁶⁾ところから、それぞれの請求権額に見合った額に対応する充分な持分が保障されなければならないとする点で、原則としては絶対優先説を採用したものと理解できる。しかし、これに対して、引当となる財産評価額から、絶対優先説にしたがい排除された権利者がいる場合、それら排除された者のために債

務者の財務状況がその者の参加を可能とする状況に至ることを条件として、更生計画に参加できる旨の規定をおくことができるものとす⁽⁷⁾(第七一三(三)条(3))。また、債務者たる事業会社の株主は、絶対優先説にしたがえば、更生計画において何らのエクティに与り得ないのが通常であろうが、たとえば、経営者株主が会社の再建存続のための貢献価値を有するときは、かかる貢献価値に見合った形での更生計画への参加を許す事項を更生計画中に設けることができる⁽⁸⁾(第七一三(三)条(4))とされている。加えて、絶対優先説の基礎である清算的思考に和解的思考を加える修正も、注目に値する。すなわち、更生計画が大衆証券保有者の請求権または持分に実質的かつ不利益に影響しない場合であって、かつ、権利変更が充分に開示された後において実質的にかつ不利益に影響をうけるすべての債権者およびすべての株主が充分に熟知の上かつ任意に更生計画を受諾したと裁判所が認定する場合には、更生計画の「公正・衡平」につき裁判所は審理する必要がないとする⁽⁹⁾(第七一三(一)条(d)(2)点である。これは、一で述べた絶対優先説に対する批判をふまえたうえで、現行第一一章手続のもつ権利者と債務者相互間のパーゲイニング・プロセスを重視した手続構造の一端を採用したものと見えよう。この点について、わが国の倒産処理手続の運用の実状を考えると、中小企業の会社更生手続

開始申立が多いわが国においてこそ、改正草案にみられるかかるフレキシブルな処理のし方が、適切ではなからうかとも考えられる。⁽¹⁾

ところで、近時のわが国における倒産処理手続の運用動向として、従来の会社更生手続一辺倒から、和議、会社整理などへの手続利用の分散がみられるといわれる。⁽²⁾これは、それぞれの倒産処理手続の機能の分担が図られてきているとも一応考えることができよう。が、しかし、たとえば担保権の処理ひとつをとってみても、会社更生手続と和議手続との間では歴然とした違いは存在するのであり、それ故、会社更生がもつとも強力かつ厳格な再建型手続であることには変わりがない。したがって会社更生手続内部で企業規模（あるいは負債規模）により手続対象を区分けするのは格別、利害関係人の充分な権利保護を図るとともに効率のよい債務者の再建を図るために、今日のアメリカ合衆国連邦破産法改正草案にみられるように、単一の再建型手続を創設しその手続内部で、債務者の規模に応じた処理をしてゆくのも、一つの方法として肯定しうるのではあるまいか。⁽³⁾

以上傍論ではあるが、今後機会を改めて、かかる前提にたちながら詳細な論証をおこないたいと考える。

(一) Patrick A. Murphy, Corporate Reorganization In the United States, 23 (1976).

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(三)

(2) 霜島甲一「アメリカ合衆国連邦破産法改正の背景と草案について」判例タイムズ三〇六号四三頁（昭和四九年）

(3) わが国の倒産処理手続では、破産手続はともかくとして自然人までも適用対象として担保権の実行に対する制約および担保権の権利変更を可能にする再建型の手続は存在しない。また、改正草案では、現行法におけると同じように、定期収入を有する者のための再建型手続が用意されており（改正草案第六章）、改正草案第七章とともに、債務者たる自然人の救済についても手厚い保護が与えられている。なお、拙稿「アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(一)」比較法学一卷一号九六頁および一一五頁（昭和五〇年）参照。

(4) 拙稿前掲・比較法学一一巻一号九七頁および一〇八頁参照。

(5) 大衆証券保有者の権利保護が、現行第一〇章および第一章手続の機能分担における一つの基準として判例法上考えられてきたことにつき、拙稿「アメリカにおける会社更生手続と債務整理手続の機能分担—その序説として」早稻田法学会誌二五巻一頁以下（昭和五〇年）参照。

(6) 拙稿「アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(一)」比較法学一一巻二号一九四頁（昭和五一年）参照。

(7) 拙稿前掲・比較法学一一巻二号一八七頁参照。

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (三)

- (8) 拙稿前掲・比較法学一一卷二号一八七頁参照。
- (9) 拙稿前掲・比較法学一一卷二号一九四頁参照。

(10) Report of the Commission of the Bankruptcy Laws of the United States July 1973 Part 1, 258.

(11) 会社更生計画の分析にもとづく現状におけるかかる処理のし方の指摘として、霜島甲一・田村諄之輔・前田庸・青山善充「会社更生計画の分析(三)」ジュリスト三八三号九二頁(昭和四二年)参照。

(12) 日本経済新聞昭和五二年九月二六日

(13) 現行連邦破産法上、とりわけ第一〇章と第一章の両手続の間には、債務者たる事業会社をふりわけける手当がなされているにもかかわらず、今日けつしてそれが有効に機能しているとは考えられない。この点につき、拙稿「アメリカにおける会社更生手続と債務整理手続の機能分担—ニーズテストを中心として」早稲田法学会誌二六卷三一五頁以下(昭和五一年)参照。したがって、改正草案第七章が、現行第一〇章と第一章の統合という形をみたのは、これまでの第一〇章と第一章の機能関係をめぐる論争のひとつの帰結ともいうことができよう。

* なお本資料執筆中に、霜島甲一教授より貴重な資料(注

付表：第7章において明文により準用されている
条文の対照

Sec. 7-103	→	Sec. 4-306	(1)	(3)	(4)
Sec. 7-107	→	Sec. 2-205			
		Sec. 4-307			
Sec. 7-202	→	Sec. 4-503			
		Sec. 4-601			
Sec. 7-203	→	Sec. 4-501			
Sec. 7-204	→	Sec. 4-501			
Sec. 7-206	→	Sec. 4-311			
		Sec. 4-604	乃至	Sec. 4-609	
Sec. 7-302	→	Sec. 4-405			
		Sec. 4-406			
Sec. 7-303	→	Sec. 4-405			
Sec. 7-311	→	Sec. 4-506			

(1) 掲記)を惠贈いただいた。この稿を借りて謝意を表す。
(昭和五十二年十二月稿・了)